

給与制度の総合的見直しに伴う人事院規則及び事務総長通達の一部改正等について  
(俸給関係)

平成27年1月  
人事院給与第二課

I 改正の概要

【人事院規則】

1 人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

俸給表の改定に伴い、現行の「昇格時号俸対応表」、「降格時号俸対応表」及び「専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表」による昇格等後の号俸と対応が異なる場合が生じるため、これらの対応表の改正を行う。

[別表第7、別表第7の2及び別表第7の3]

2 人事院規則9—138(平成26年改正法附則第5条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え)の制定

(1) 任期付研究員法第6条第4項の規定による俸給月額の切替え

平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において任期付研究員法第6条第4項の規定による俸給月額(最高号俸を超える俸給月額)を受けていた第1号任期付研究員の切替日における新俸給月額は次の表による。

[第1条]

切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
905,000	887,000
1,005,000	985,000
1,105,000	1,083,000
1,198,000	1,174,000

(2) 任期付職員法第7条第3項の規定による俸給月額の切替え

切替日の前日において任期付職員法第7条第3項の規定による俸給月額(最高号俸を超える俸給月額)を受けていた特定任期付職員の切替日における新俸給月額は次の表による。

[第2条]

切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
968,000	948,000
1,091,000	1,068,000
1,198,000	1,174,000

### 3 人事院規則 9—139（平成26年改正法附則第 7 条の規定による俸給）の制定

#### (1) 平成26年改正法附則第 7 条第 1 項の人事院規則で定める職員

俸給表の引下げに伴う経過措置として支給する俸給（以下「経過措置額」）に関して、切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、同日に受けていた俸給月額を算定基礎額とすることが適当でないため、平成26年改正法附則第 7 条第 1 項の適用から除く職員について定める。

[規則第 2 条]

#### (2) 平成26年改正法附則第 7 条第 2 項の規定による俸給の支給

切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、以下の職員については、それぞれ算定基礎額を次のとおりとして経過措置額を支給する。

① 切替日以降に俸給表異動又は初任給基準異動した職員、復職時調整をされた職員：これらの異動が切替日の前日にあったと仮定した場合に同日に受けたであろう俸給月額

[規則第 3 条第 1 号及び第 3 号]

② 切替日以降に降格又は降号された職員：切替日の前日に受けていた俸給月額から降格又は降号による減額分を減じた額

[規則第 3 条第 2 号]

③ 切替日以降に育児短時間勤務等を始めた職員、短時間勤務官職に異動した再任用職員：切替日の前日に受けていた俸給月額に勤務時間に応じた割合を乗じた額

[規則第 3 条第 4 号イ及び第 5 号ロ]

④ 切替日以降に育児短時間勤務等を終了した職員、フルタイムの官職に異動した再任用職員：切替前俸給表による俸給月額

[規則第 3 条第 4 号ロ及び第 5 号イ]

⑤ 人事院の承認を得て号俸を決定された職員：人事院の定める額

[規則第 3 条第 6 号]

#### (3) 平成26年改正法附則第 7 条第 3 項の規定による俸給の支給

切替日以降に特別職、地方公務員等から人事交流により採用された職員については、切替日の前日に採用されたものと仮定した場合に同日に受けたであろう俸給月額を算定基礎額として経過措置額を支給する。

[規則第 4 条]

【通達】

4 給実甲第1180号（平成26年改正法附則第6条の規定に基づく号俸の調整について）  
の制定

昇格時号俸対応表の改正により、いわゆる新法有利が生じることから、切替日前に職務の級を異にする異動等をした職員の切替日における号俸は、その者が切替日に異動等をした場合との均衡上必要と認められる限度において、調整することができることとされており、以下のとおり調整内容を定める。

(1) 号俸調整の対象職員

号俸調整の対象職員は、切替日前（平成18年4月1日から切替日の前日までに限る。以下同じ。）に①昇格した職員及び②俸給表異動した職員（専門スタッフ職俸給表に異動し、引き続き同表の適用を受ける職員を除く。）であって、その再計算過程において切替日前に昇格をしたこととなるもの並びに③これらに準ずる職員（切替日前において規則9—8第17条、第18条、第19条又は第26条の規定による再計算過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員）とする。

[第2の第1項、第2項]

(2) 調整の要領

イ ①の職員のうち、切替日前の直近の昇格が切替日に行われたものとした場合に決定されることとなる号俸が切替日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸を切替日における号俸とすることができる。

[第2の第3項第1号イ]

②及び③の職員のうち、その号俸決定が切替日に行われたものとし、かつ、その再計算過程における直近の昇格が切替日に行われたものとした場合に決定されることとなる号俸が切替日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸を切替日における号俸とすることができる。

[第2の第3項第1号ロ]

ロ イの調整において、直近の昇格（再計算過程における昇格も含む。）が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合は、直近の昇格が行われた日に改正前の昇格時号俸対応表により現在の職務の級の1級下位の職務の級へ昇格したものとし、切替日に現在の職務の級への昇格が行われたものとして号俸決定を行う。

[第2の第3項第2号]

ハ ①～③の職員のうち、切替日前の号俸決定に当たって人事院又は事務総長の個別承認を受けた職員にあっては、イ及びロによらず、あらかじめ事務総長の承認を受けて切替日の号俸を決定することができる。

[第2の第3項第3号]

(3) 職員に対する通知等

改正法附則第6条の規定を適用し、号俸の調整が行われた職員については、必要な通知を行い、調書を作成して算出の過程等を明確にしておくものとする。

[第3]

5 給実甲第1181号（平成26年改正法附則第7条の規定による俸給について）の制定

(1) 複数事由該当職員の経過措置額の算定基礎額

切替日以降に俸給表異動、降格又は降格、切替日前の期間を含む復職時調整、育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員の勤務時間の変更をした場合、人事院の承認を得て号俸をされた場合のうち、複数の場合に該当する職員の経過措置額の算定基礎額についてそれぞれ定める。

[第3条関係第3項各号]

(2) 職員に対する通知等

経過措置額を支給する職員については、必要な通知を行い、調書を作成して算出の過程等を明確にしておくものとする。

[その他の事項第1項及び第2項]

II 公布（発出）日・施行日

これらの規則及び通達は、平成27年1月30日に公布（通達にあつては発出）し、同年4月1日から施行する。

以 上

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)

附 則

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額切替え)

第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

- 一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第五条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額
- 二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第七条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―八―七九

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の医療職俸給表(二)初任給基準表の表中

短大卒	1級11号俸
短大卒	1級1号俸

を

短大3卒	1級17号俸
短大2卒	1級11号俸

に改める。



35	51	51	71
35	51	52	71
35	51	52	71
36	51	52	72
36	51	52	73
36	52	52	74
37	52	53	75
	52	53	76
	52	53	77
	53	53	を
	に、		68
			68
	30		69
	30		69
	30		69
を	31		69
29	31		69
30	31	を	70
30	32		70
30	32		70
30	32		71
31	32		72
31	33		73
31	33		74
31	33		75
31	33		に、
31	34		
31	34		51
31	34		51
31	34		51
31	35		51
31		51	51



別表第七の行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

	16	31	31
	16	31	32
	16	32	32
	16	32	32
	17	33	32
	を	を	32
	13	28	32
	14	29	32
	14	29	32
	14	29	32
	14	29	32
	14	29	32
	14	29	32
	15	30	32
	15	30	33
	15	30	33
41	15	30	34
42	15	30	34
42	16	31	35
43	16	31	に、
43	に改める。	31	
44		31	29
44		に、	29
45			29
45		14	29
46		14	30
46		14	30
47		14	30
47		15	30
48		15	31
48		15	31
49		15	

に、	59	44	49
	59	45	50
38	60	45	50
38	60	46	51
38	60	46	51
38	61	47	52
38	61	47	52
38	62	48	53
39	62	48	53
39	63	49	53
39	に、	49	54
39		50	54
39	77	50	54
39	77	51	54
40	77	51	55
40	77	52	55
40	77	52	55
を	77	53	55
	77	53	56
37	77	54	56
37	77	54	56
37	を	55	56
38		55	57
38	76	56	57
38	76	56	57
38	76	57	58
38	76	57	58
38	76	57	59
39	76	58	を
39	76	58	
39	76	58	42
39	76	59	43

34	48		39
34	48		39
34	48		に改める。
35	48		
35	48		
35	48		
35	48		
36	48		
36	48		
36	48		
37	48		
を	48		
29	48		
30	48		
30	に、		
30	30	49	
30	30	49	
31	30	49	
31	30	49	
31	31	49	
31	31	49	
31	31	50	
31	31	50	
31	32	50	
31	32	50	
31	32	50	
31	32	50	
31	32	51	
31	33	51	
31	33	51	
32	33	51	
32	33	51	
32	34	を	

別表第七の専門行政職俸給表昇格時号俸対応表中

別表第七の税務職俸給表昇格時号俸対応表中

15	30	32
15	30	32
15	30	32
15	30	32
15	30	32
16	31	32
16	31	32
	31	に、
に改める。	31	
	に、	29
		29
	14	29
	14	29
	14	30
	14	30
69	15	30
69	15	30
70	15	30
70	15	31
71	15	31
71	16	31
72	16	31
72	16	32
73	16	32
74	17	33
75	を	を
76	13	28
77	14	29
78	14	29
79	14	29
80	14	29
を	14	29

	54	56	68
	54	56	69
	55	57	70
	55		71
	55		72
	に、		73
	42		74
を	43		75
41	44		76
42	45		77
42	46	を	78
43	47	52	79
43	48	52	80
44	48	52	81
44	48	52	82
44	49	52	83
44	49	52	に、
44	49	53	53
44	50	53	53
44	50	53	53
44	50	53	53
44	51	53	53
44	51	53	54
45	51	53	54
45	52	53	54
45	52	53	54
45	52	53	55
45	53	53	55
45	53	53	55
45	53	53	55
45	53	54	56

		31	45
を		31	45
68		31	45
69		31	45
70		32	46
71		32	46
72		32	46
73		32	47
74		32	47
75		32	47
76			
77		に改める。	に、
78			31
79			31
80			31
81	69		31
82	69		32
83	70		32
	70		32
	71		32
に、	71		33
	72		33
53	72		33
53	73		34
53	74		34
53	75		35
54	76		
54	77		を
54	78		30
54	79		30
55	80		31
55			31

別表第七の公安職俸給表(一)昇格時号俸対応表中



70	43		30
70	44		31
71	44		31
71	45		31
72			31
72	を		31
73			31
74	34		32
75	35		32
76	36		32
77	37		32
78	38		32
79	39		32
80	40		32
を	41		に改める。
	42		
68	43	33	
69	44	34	
70	45	34	
71	45	35	
72	46	35	
73	46	36	
74	47	36	
75	47	37	
76	48	38	
77	48	39	
78	49	40	
79		41	
80	に、	41	
81		42	
82		42	
83	69	43	
	69		

別表第七の公安職俸給表(二)昇格時号俸対応表中



44	49	52	に、
44	49	52	
44	49	53	53
44	50	53	53
44	50	53	53
44	50	53	53
44	51	53	54
44	51	53	54
45	51	53	54
45	52	53	54
45	52	53	55
45	52	53	55
45	53	53	55
45	53	53	55
45	53	54	56
45		54	56
45		54	56
45		55	57
45		55	
46		55	
46		に、	
46			
47		42	
47	を	43	
47		44	
に、	41	45	
	42	46	を
31	42	47	52
31	43	48	52
31	43	48	52
31	44	48	52
31	44	48	52

28	31		32
29	32		32
29	32		32
30	33		32
30	33		33
31	34		33
31	34		33
32	35		34
32	35		34
33	36		35
33	36		を
34	37		30
34	37		30
35	38		31
35	38		31
36	39		31
36	を		31
37			31
に	21		31
	22		31
	22		32
26	23		32
26	23		32
26	24		32
26	24		32
27	25		32
27	25		32
27	26		に改める。
27	26		
28	27		
28	27		
28	28		
		別表第七の海事職俸給表(一)昇格時号俸対応表中	
		22	
		23	
		24	
		25	
		25	
		26	
		26	
		27	
		27	
		28	
		28	
		29	
		29	
		30	
		30	
		31	

を	55		28
93	を		29
94			29
95	49		29
96	50		30
97	51		30
98	52		31
99	53		を
100	53		25
101	54		25
に改める。	54		25
	55		26
	55		26
	56		26
	56		26
	57		26
	57		26
	58		26
	58		27
	59		27
	に、		27
	92		27
	93		27
	94		28
	95		28
	96		28
	97		に改める。
	97		
	98		
	99		
		別表第七の海事職俸給表(二)昇格時号俸対応表中	
		48	26
		48	26
		49	27
		49	27
		49	27
		49	27
		50	27
		50	27
		50	27
		51	28
		51	28
		52	28
		52	
		53	
		53	
		54	
		54	



80	47	31	38
80	47	32	38
80	に、	32	39
80		32	39
に改める。	81	33	40
	81	33	40
	81	34	41
	82	34	41
	82	35	42
	82	35	42
	83	36	43
	83	36	43
	83	37	44
	84	37	44
	84	38	45
	84	38	45
	85	39	45
	85	39	46
	85	40	46
	を	40	46
		41	47
	80	41	47
	80	42	47
	80	42	48
	80	43	を
	80	43	
	80	44	29
	80	44	30
	80	45	30
	80	45	30
	80	46	31
	80	46	31

別表第七の医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
41
42
42

40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に改める。

24
24
25
26
27
に、
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
46
47
47
48
を
37
38
38
39
39

別表第七の研究職俸給表昇格時号俸対応表中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
を
21
22
22
23
23

16	28	44	42
16	29	45	43
16	29	45	43
17	29	46	43
を	30	46	44
14	30	47	44
15	31	47	44
15	を	48	45
15	25	48	45
15	25	49	46
16	25	に、	46
16	26	45	47
に 改める。	26	を	を
	26		34
	26	を	35
	26	44	36
	26		37
	27	に、	37
	27		38
	27	26	38
	27	26	39
	27	26	39
	27	26	40
	28	26	40
	28	27	41
	28	27	41
	に、	27	42
	15	27	42
	15	28	43
	15	28	43
		28	44





32	52	30	34
32	52	30	34
33	53	31	35
33	53	31	35
33	53	32	36
33	53	32	36
34	を	33	37
34		34	38
34	50	35	39
34	50	36	40
35	50	37	41
35	50	37	41
35	50	38	42
35	51	38	42
36	51	39	43
36	51	39	43
36	51	40	44
37	51	40	を
を	51	41	
29	51	42	21
30	51	43	22
30	に、	に	22
30			23
30		51	23
31	30	51	24
31	30	51	24
31	30	51	25
31	31	51	26
31	31	51	27
31	31	52	28
31	32	52	29
31	32	52	29

	76		31
	78		31
	80		31
	81		31
	82		32
	83		32
	84		32
	86		32
を	88		32
80	90		32
85	92		32
88	に、		32
89			32
90	78		32
91	81		
92	84		に改める。
93	87	75	
93	88	78	
93	89	81	
93	90	84	
93	91	86	
93	92	88	
93	93	90	
93	93	92	
93	93	93	
93	93	93	
93	93	93	
93	93	93	
93	93	93	
93	93	を	
93	93		
93	93	74	

別表第七の二の行政職俸給表(一)降格時号俸対応表中

77	93	85	93
77	93	85	93
77	93	85	93
77	93		93
77	93		に、
77	93		
77	93		71
77	93		76
77	93		81
77	93		85
77	93		85
77	93	を	85
77	93		85
77	93	76	85
77	93	88	85
77	93	92	85
77	93	93	85
77	93	93	85
77	に、	93	85
77		93	85
77	51	93	85
77	54	93	85
を	57	93	85
52	61	93	85
56	65	93	85
67	69	93	85
80	73	93	85
82	76	93	85
84	77	93	85
85	77	93	85
85	77	93	85
85	77	93	85

115		を	85
118		47	85
120		52	85
121		57	85
121		61	85
121		61	85
121		に、	85
を			85
77		32	85
78		36	85
79		40	85
80		44	85
82		を	85
84		33	85
86		38	85
88		43	85
90	78	45	85
92	80	に改める。	85
94	82		85
96	84		85
98	86		85
100	88		85
102	90		85
104	92		に、
107	94		
110	96		46
113	98		50
116	100		54
118	103		58
120	107		60
に	111		

別表第七の二の行政職俸給表(二)降格時号俸対応表中

40	65		
44	69		114
を	73		124
33	76		を
38	を		114
43	52		133
45	56		に、
に改める。	67		83
	77		89
	77		95
	77		を
	77		86
	に、		92
	46		98
	50		に改める。
	54		
	58		
	60		
	を		
	47		
	52		
	57		
	61		
	61		
	に、		
	32		
	36		
		別表第七の二の専門行政職俸給表降格時号俸対応表中	
		75	
		80	
		85	
		を	
		89	
		89	
		89	
		に、	
		51	
		54	
		57	
		61	



別表第七の二の公安職俸給表(一)降格時号俸対応表中

47	77	93
51	77	93
55	77	93
58	77	93
60	77	93
を	77	93
49	77	93
55	を	93
61	54	93
61	56	93
61	58	93
に改める。	68	93
	79	93
	82	93
	85	93
	85	に、
41	85	53
42	85	54
44	85	55
を	85	56
42	85	57
43	85	58
44	85	59
に、	85	62
	85	65
39	85	68
40	85	71
41	85	74
42	85	77
43	に、	77

93	93	50	44
93	93	51	45
93	93	52	46
93	93	53	47
93		54	48
93		54	49
93		56	50
93		57	51
に、		58	52
		58	53
69		59	54
73		60	55
77	を	61	56
81	78	62	57
84	79	64	58
85	80	に、	59
85	81		60
85	82	77	61
85	83	79	62
85	84	81	64
85	85	83	を
85	86	85	40
85	87	86	41
85	88	87	42
85	89	88	43
85	90	89	44
85	91	90	45
85	92	91	46
85	93	92	47
85	93	93	48
85	93	93	49



に、	77	93	85
	77	93	85
47	77	93	85
51	77	93	85
55	77	93	85
58	77	93	
60	77	93	
	77	93	
を	77	93	
49	を	93	
55		93	
61	54	93	
61	56	93	
61	58	93	
	68	93	を
に改める。	79	93	75
	82	93	87
	85	93	90
	85	に、	93
	85		93
	85	53	93
	85	54	93
	85	55	93
	85	56	93
	85	57	93
	85	58	93
	85	59	93
	85	62	93
	85	65	93
	85	68	93
	85	71	93
	85	74	93

93	92	89	別表第七の二の公安職俸給表(二)降格時号俸対応表中
93	93	を	
93	93	69	
93	93	70	
93	93	71	
93	93	72	
93	93	73	
93		74	
93		75	
93		76	
93		77	
に、		78	
		79	
69		80	
73		82	
77	を	84	
81	78	86	
84	79	88	
85	80	に、	
85	81		
85	82	77	
85	83	79	
85	84	81	
85	85	83	
85	86	85	
85	87	86	
85	88	87	
85	89	88	
85	90	88	
85	91	89	
85	92	90	
		91	
			70
			72
			74
			76
			77
			78
			79
			80
			82
			84
			86
			88
			89
			89
			89

85	68	93	85
85	71	93	85
85	74	93	85
に、	77	93	85
	77	93	85
47	77	93	85
51	77	93	85
55	77	93	85
58	77	93	
60	77	93	
を	77	93	
49	を	93	
55		93	
61	54	93	
61	56	93	
61	58	93	
に改める。	68	93	を
	79	93	75
	82	93	87
	85	93	90
	85	に、	93
	85		93
	85	53	93
	85	54	93
	85	55	93
	85	56	93
	85	57	93
	85	58	93
	85	59	93
	85	62	93
	85	65	93

別表第七の二の海事職俸給表(二)降格時号俸対応表中

70
73
76
78
80
82
84
85
85
85
85
85
を
68
69

を

58
64
70
73
73
73

に改める。

64

66

68

を

38

40

42

44

46

48

50

52

54

56

58

60

62

64

66

68

69

69

に

、

55

59

63

67

70

72

別表第七の二の海事職俸給表(一)降格時号俸対応表中

37
38
39
40
42
44
46
48
50
52
54
56
58
60
62

に改める。

別表第七の二の教育職俸給表(二)降格時号俸対応表中

42
44
46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70

別表第七の二の教育職俸給表(一)降格時号俸対応表中

82
84
86
96
を
83
86
105
105
に改める。

70
71
72
74
76
78
80
82
84
に
105
106
107
108
109
111
112
113
113
を
104
105
106
107
108
109
110
111
112

73	別表第七の二の研究職俸給表降格時号俸対応表中	を	72
74		125	75
75		125	78
76		125	81
78		125	を
80		125	43
82		に改める。	46
84			49
86			52
88			54
90			56
を			58
46			60
48			62
50			64
52		45	66
53		46	68
54		47	70
55	48	72	
56	50	74	
58	52	76	
60	54	78	
62	56	80	
64	58	82	
66	60	に、	
68	62		
70	64	110	
72	66	113	
74	68	116	
76	70	119	
78	72	122	

59	85		80
62	を		82
64			84
を	57		86
50	58		88
56	59		89
62	60		90
62	62		91
65	64		に改める。
65	66		
65	68		
に、	70		
	72		
46	74		
49	76		
52	78		
を	80		
47	82	58	
51	84	60	
53	に、	62	
に改める。		64	
	81	65	
	84	66	
	を	67	
	81	68	
	85	71	
	に、	74	
		77	
	47	80	
	51	82	
	55	84	
		85	

別表第七の二の医療職俸給表(二)降格時号俸対応表中

69
70
71
72
74
76
78
を
46
48
50
52
53
54
55
56
58
60
62
64
65
66
67
68
70
72
74
76
77
78
79

別表第七の二の福祉職俸給表降格時号俸対応表中

45
46
47
48
50
52
54
56
57
58
59
60
62
64
66
68

56
58
60
62
64
66
68
を
51
56
61
66
69
69
69
69
69
69
69

に改める。

別表第七の二の医療職俸給表(三)降格時号俸対応表中

75
80
85
90
を
78
84
90
93
に
51
52
54



に、
79
84
89
を
84
93
93
に、
51
54
57
61
65
69
73
76
を
52
56
67
77
77
77
77
77
に改

める。

別表第七の三を次のように改める。

別表第七の三 専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表（第二十九条関係）

異動した日の 前日に受けて いた号俸	異 動 後 の 号 俸			
	行政職俸給表(→)6 級から専門スタッ フ職俸給表1級へ の異動	行政職俸給表(→)7 級から専門スタッ フ職俸給表2級へ の異動	行政職俸給表(→)8 級から専門スタッ フ職俸給表2級へ の異動	行政職俸給表(→)9 級から専門スタッ フ職俸給表3級へ の異動
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	2	2
5	5	1	2	2
6	6	1	3	3
7	7	1	3	4
8	8	1	4	4
9	9	1	4	5
10	10	1	5	5
11	11	1	5	6
12	12	1	6	6
13	13	1	6	7
14	14	1	7	7
15	15	1	7	8
16	16	1	8	8
17	17	1	9	9
18	18	1	9	9
19	19	1	10	10
20	20	1	10	10
21	21	1	11	11
22	22	1	11	11
23	23	1	12	12
24	24	1	12	12
25	25	2	13	13
26	26	2	13	13
27	27	3	14	14
28	28	3	14	14
29	29	3	15	15
30	30	4	15	16
31	31	4	16	16
32	32	4	16	17
33	33	5	16	17
34	34	5	17	18
35	35	5	18	18
36	36	6	18	19
37	37	6	19	19
38	38	6	19	20
39	39	6	20	20
40	40	7	20	21
41	41	7	21	21
42	42	7	22	
43	43	7	22	
44	44	7	23	
45	45	8	23	

46	46	8		
47	47	8		
48	48	8		
49	49	8		
50	50	9		
51	51	9		
52	52	9		
53	53	9		
54	54	9		
55	55	9		
56	56	9		
57	57	9		
58	58	9		
59	59	10		
60	60	10		
61	61	10		
62	61			
63	62			
64	62			
65	63			
66	63			
67	64			
68	64			
69	65			
70	65			
71	66			
72	66			
73	67			
74	67			
75	68			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院規則 9—8—79 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係） ワ 医療職俸給表(□)初任給基準表			別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係） ワ 医療職俸給表(□)初任給基準表		
職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給	職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
歯 科 技 工 士	短 大 3 卒	1 級 1 7 号 俸	歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 1 1 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 1 1 号 俸		高 校 卒	1 級 1 号 俸
備考 1～3 （略）			備考 1～3 （略）		
別表第六 在級期間表（第二十条関係） ワ 医療職俸給表(□)在級期間表 （略）			別表第六 在級期間表（第二十条関係） ワ 医療職俸給表(□)在級期間表 （略）		
備考 1～4 （略）			備考 1～4 （略）		
5 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「5」とする。			5 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」、「柔道整復師」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあり、及び「2.5」とあるのは、「5」とする。 (新設)		
6 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。					
カ～タ （略）			カ～タ （略）		

改正後

改正前

別表第七 昇格時号俸対応表 (第二十三条関係)  
イ 行政職俸給表(昇格時号俸対応表)

別表第七 昇格時号俸対応表 (第二十三条関係)  
イ 行政職俸給表(昇格時号俸対応表)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1			1	1	1	1	1		
2	1	(略)	(略)	1	1	1	1	1		(略)
3	1			1	1	1	1	1		
4	1			1	1	1	1	1		

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1			1	1	1	1	1		
2	1	(略)	(略)	1	1	1	1	1		(略)
3	1			1	1	1	1	1		
4	1			1	1	1	1	1		

32	1			24	24	20	20	13		
33	1			25	25	21	21	13		
34	2			26	26	21	22	14		
35	3			27	27	22	23	14		
36	4			28	28	22	24	14		
37	5			29	29	23	25	14		
38	6			30	30	23	25	14		
39	7			31	31	24	26	15		
40	8			32	32	24	26	15		
41	9			33	33	25	27	15		
42	10			34	34	25	27	15		
43	11			35	35	26	28	15		
44	12			36	36	26	28	16		
45	13			37	37	27	28	16		
46	14			38	38	27	28			
47	15			39	39	28	28			
48	16			40	40	28	29			
49	17			41	41	29	29			
50	18			42	41	29	29			
51	19			43	42	29	29			
52	20			44	42	29	29			
53	21			45	43	30	30			
54	22			46	43	30	30			
55	23			47	44	30	30			
56	24			48	44	30	30			
57	25			49	45	31	30			
58	25			50	45	31	31			
59	26			51	46	31	31			
60	26			52	46	31	31			
61	27			53	47	31	31			
62	27			54	47	31				
63	28	(略)	(略)	55	48	31				(略)
64	28			56	48	31				
65	29			57	49	31				
66	29			58	49	31				
67	30			59	50	31				
68	30			60	50	32				
69	31			61	50	32				
70	31			62	50	32				
71	32			63	50	32				
72	32			64	50	32				
73	33			65	50	32				
74	33			66	50	32				
75	34			67	50	32				
76	34			68	50	32				
77	35			68	51	32				
78	35			68	51	32				
79	36			68	51	32				
80	36			68	51	32				
81	37			69	51	33				
82	38			69	51	33				
83	39			69	51	34				
84	40			69	51	34				
85	41			69	51	35				
86	41			70	51					
87	42			70	51					
88	42			70	51					
89	43			71	52					
90	43			72	52					
91	44			73	52					
92	44			74	52					
93	45			75	53					
94										

32	1			24	24	20	20	13		
33	1			25	25	21	21	14		
34	2			26	26	21	22	14		
35	3			27	27	22	23	14		
36	4			28	28	22	24	14		
37	5			29	29	23	25	15		
38	6			30	30	23	25	15		
39	7			31	31	24	26	15		
40	8			32	32	24	26	15		
41	9			33	33	25	27	16		
42	10			34	34	25	27	16		
43	11			35	35	26	28	16		
44	12			36	36	26	28	16		
45	13			37	37	27	28	17		
46	14			38	38	27	28			
47	15			39	39	28	29			
48	16			40	40	28	29			
49	17			41	41	29	29			
50	18			42	41	29	29			
51	19			43	42	29	30			
52	20			44	42	30	30			
53	21			45	43	30	30			
54	22			46	43	30	30			
55	23			47	44	31	31			
56	24			48	44	31	31			
57	25			49	45	31	31			
58	25			50	45	32	31			
59	26			51	46	32	32			
60	26			52	46	32	32			
61	27			53	47	32	33			
62	27			54	47	33				
63	28	(略)	(略)	55	48	33				(略)
64	28			56	48	33				
65	29			57	49	33				
66	29			58	49	34				
67	30			59	50	34				
68	30			60	50	34				
69	31			61	50	34				
70	31			62	50	35				
71	32			63	50	35				
72	32			64	51	35				
73	33			65	51	35				
74	33			66	51	36				
75	33			67	51	36				
76	34			68	51	36				
77	34			68	52	37				
78	34			68	52					
79	35			69	52					
80	35			69	52					
81	35			69	52					
82	36			70	53					
83	36			70	53					
84	36			70	53					
85	37			71	53					
86	37			71						
87	38			71						
88	38			72						
89	39			73						
90	39			74						
91	40			75						
92	40			76						
93	41			77						
94										

改正後

改正前

ロ 行政職俸給表に昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	(略)	1	1
2	1		1	1
3	1		1	1
4	1		1	1

ロ 行政職俸給表に昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	(略)	1	1
2	1		1	1
3	1		1	1
4	1		1	1

77	41	(略)	49	35
78	42		50	36
79	43		51	36
80	44		52	36
81	45		53	37
82	45		54	37
83	46		55	37
84	46		56	37
85	47		57	37
86	47		58	37
87	48		59	38
88	48		60	38
89	49		61	38
90	49	61	38	
91	50	62	38	
92	50	62	38	
93	51	63	39	
94	51	63	39	
95	52	64	39	
96	52	64	39	
97	53	65	39	
98	53	65	39	
99	54	66	40	
100	54	66	40	
101	55	67	40	
102	55	67	40	
103	56	68		
104	56	68		
105	57	69		
106	57	70		
107	57	71		
108	58	72		
109	58	73		
110	58	73		
111	59	74		
112	59	74		
113	59	75		
114	60	75		
115	60	76		
116	60	76		
117	61	76		
118	61	76		
119	62	76		
120	62	76		
121	63	76		
122		76		
123		76		
124		76		
125		76		
126		76		
127		76		
128		76		
129		76		
130		76		
131		76		
132		76		
133		76		
134				
135				
136				
137				

77	41	(略)	49	35
78	41		50	36
79	42		51	36
80	42		52	36
81	43		53	37
82	43		54	37
83	44		55	37
84	44		56	38
85	45		57	38
86	45		58	38
87	46		59	38
88	46		60	38
89	47		61	38
90	47	61	39	
91	48	62	39	
92	48	62	39	
93	49	63	39	
94	49	63	39	
95	50	64	39	
96	50	64	40	
97	51	65	40	
98	51	65	40	
99	52	66	40	
100	52	66	40	
101	53	67	40	
102	53	67	40	
103	53	68		
104	54	68		
105	54	69		
106	54	70		
107	54	71		
108	55	72		
109	55	73		
110	55	73		
111	55	74		
112	56	74		
113	56	75		
114	56	75		
115	56	76		
116	57	76		
117	57	76		
118	57	76		
119	58	76		
120	58	76		
121	59	76		
122		76		
123		76		
124		76		
125		77		
126		77		
127		77		
128		77		
129		77		
130		77		
131		77		
132		77		
133		77		
134				
135				
136				
137				

改正後

改正前

ハ 専門行政職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1			1	1	1	1	
2	(略)	(略)	1	1	1	1	(略)
3			1	1	1	1	
4			1	1	1	1	

ハ 専門行政職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1			1	1	1	1	
2	(略)	(略)	1	1	1	1	(略)
3			1	1	1	1	
4			1	1	1	1	

32			20	20	20	13	
33			21	21	21	13	
34			22	21	22	14	
35			23	22	23	14	
36			24	22	24	14	
37			25	23	25	14	
38			26	23	25	14	
39			27	24	26	15	
40			28	24	26	15	
41			29	25	27	15	
42			30	25	27	15	
43			31	26	28	15	
44			32	26	28	16	
45			33	27	28	16	
46			34	27	28		
47			35	28	28		
48			36	28	29		
49			37	29	29		
50			38	29	29		
51			39	29	29		
52			40	29	29		
53			41	30	30		
54			41	30	30		
55			41	30	30		
56			42	30	30		
57			42	31	30		
58			42	31	31		
59			43	31	31		
60			43	31	31		
61			43	31	31		
62	(略)	(略)	44	31			(略)
63			44	31			
64			44	31			
65			45	31			
66			45	31			
67			46	31			
68			46	32			
69			47	32			
70			47	32			
71			48	32			
72			48	32			
73			48	32			
74			48	32			
75			48	32			
76			48	32			
77			48	32			
78			48				
79			48				
80			48				
81			48				
82			48				
83			48				
84			48				
85			48				
86			48				
87			48				
88			48				
89			48				
90							
91							
92							
93							

32			20	20	20	13	
33			21	21	21	14	
34			22	21	22	14	
35			23	22	23	14	
36			24	22	24	14	
37			25	23	25	15	
38			26	23	25	15	
39			27	24	26	15	
40			28	24	26	15	
41			29	25	27	16	
42			30	25	27	16	
43			31	26	28	16	
44			32	26	28	16	
45			33	27	28	17	
46			34	27	28		
47			35	28	29		
48			36	28	29		
49			37	29	29		
50			38	29	29		
51			39	29	30		
52			40	30	30		
53			41	30	30		
54			41	30	30		
55			41	31	31		
56			42	31	31		
57			42	31	31		
58			42	32	31		
59			43	32	32		
60			43	32	32		
61			43	32	33		
62	(略)	(略)	44	33			(略)
63			44	33			
64			44	33			
65			45	33			
66			45	34			
67			46	34			
68			46	34			
69			47	34			
70			47	35			
71			48	35			
72			48	35			
73			48	35			
74			48	36			
75			48	36			
76			49	36			
77			49	37			
78			49				
79			49				
80			49				
81			50				
82			50				
83			50				
84			50				
85			50				
86			51				
87			51				
88			51				
89			51				
90							
91							
92							
93							





改正後

ホ 公安職俸給表(一)昇格時号俸対応表										
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1					1	1	1	1		
2					1	1	1	1		
3	(略)	(略)	(略)	(略)	1	1	1	1	(略)	(略)
4					1	1	1	1		
47					39	39	35	30		
48					40	40	36	30		
49					41	41	37	30		
50					42	42	38	31		
51					43	43	39	31		
52					44	44	40	31		
53					45	45	41	31		
54					46	46	41	31		
55					47	47	42	31		
56					48	48	42	32		
57					49	49	43	32		
58					50	49	43	32		
59					51	49	44	32		
60					52	50	44	32		
61					53	50	44	32		
62					54	50	44			
63					55	51	44			
64					56	51	44			
65					57	51	44			
66					58	52	44			
67					59	52	44			
68					60	52	44			
69					61	52	45			
70					62	52	45			
71	(略)	(略)	(略)	(略)	63	52	45		(略)	(略)
72					64	52	45			
73					65	52	45			
74					66	52	45			
75					67	52	45			
76					68	53	45			
77					68	53	45			
78					68	53	45			
79					69	53	45			
80					70	53	46			
81					71	53	46			
82					72	53	46			
83					73	53	47			
84					74	53	47			
85					75	53	47			
86					76	53				
87					77	53				
88					78	54				
89					79	54				
90					80	54				
91					81	55				
92					82	55				
93					83	55				
94										
95										
145	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)

改正前

ホ 公安職俸給表(一)昇格時号俸対応表										
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1					1	1	1	1		
2					1	1	1	1		
3	(略)	(略)	(略)	(略)	1	1	1	1	(略)	(略)
4					1	1	1	1		
47					39	39	35	30		
48					40	40	36	31		
49					41	41	37	31		
50					42	42	38	31		
51					43	43	39	31		
52					44	44	40	32		
53					45	45	41	32		
54					46	46	42	32		
55					47	47	43	32		
56					48	48	44	33		
57					49	49	45	33		
58					50	49	46	33		
59					51	49	47	34		
60					52	50	48	34		
61					53	50	48	35		
62					54	50	48			
63					55	51	49			
64					56	51	49			
65					57	51	49			
66					58	52	50			
67					59	52	50			
68					60	52	50			
69					61	52	51			
70					62	53	51			
71	(略)	(略)	(略)	(略)	63	53	51		(略)	(略)
72					64	53	52			
73					65	53	52			
74					66	54	52			
75					67	54	53			
76					68	54	53			
77					68	54	53			
78					69	55				
79					69	55				
80					70	55				
81					70	55				
82					71	56				
83					71	56				
84					72	56				
85					72	57				
86					73					
87					74					
88					75					
89					76					
90					77					
91					78					
92					79					
93					80					
94										
95										
145	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)



改正後

改正前

ト 海事職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		1			1	
2	(略)	1	(略)	(略)	1	(略)
3		1			1	
4		1			1	
37		21			19	
38		21			19	
39		22			20	
40		22			20	
41		23			21	
42		23			21	
43		24			21	
44		24			22	
45		25			22	
46		25			22	
47		26			23	
48		26			23	
49		27			23	
50		27			24	
51		28			24	
52		28			24	
53		29			25	
54		29			25	
55	(略)	30	(略)	(略)	25	(略)
56		30			25	
57		31			25	
58		31			25	
59		32			26	
60		32			26	
61		33			26	
62		33			26	
63		34			26	
64		34			26	
65		35			27	
66		35			27	
67		36			27	
68		36			27	
69		37			27	
70					27	
71					28	
72					28	
73					28	
74						
101	(略)		(略)	(略)		(略)

ト 海事職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		1			1	
2	(略)	1	(略)	(略)	1	(略)
3		1			1	
4		1			1	
37		21			19	
38		22			19	
39		23			20	
40		24			20	
41		25			21	
42		25			21	
43		26			21	
44		26			22	
45		27			22	
46		27			22	
47		28			23	
48		28			23	
49		29			23	
50		29			24	
51		30			24	
52		30			24	
53		31			25	
54		31			25	
55	(略)	32	(略)	(略)	25	(略)
56		32			26	
57		33			26	
58		33			26	
59		34			26	
60		34			27	
61		35			27	
62		35			27	
63		36			27	
64		36			28	
65		37			28	
66		37			28	
67		38			28	
68		38			29	
69		39			29	
70					29	
71					30	
72					30	
73					31	
74						
101	(略)		(略)	(略)		(略)

改正後						改正前					
チ 海事職俸給表(□昇格時号俸対応表)						チ 海事職俸給表(□昇格時号俸対応表)					
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
1	1		1			1	1		1		
2	1	(略)	1	(略)	(略)	2	1	(略)	1	(略)	(略)
3	1		1			3	1		1		
4	1		1			4	1		1		
68	48		56			68	48		56		
69	49		57			69	48		57		
70	50		58			70	48		58		
71	51		59			71	49		59		
72	52		60			72	49		60		
73	53		61			73	49		61		
74	53		62			74	50		62		
75	54		63			75	50		63		
76	54		64			76	50		64		
77	55	(略)	65	(略)	(略)	77	51	(略)	65	(略)	(略)
78	55		66			78	51		66		
79	56		67			79	52		67		
80	56		68			80	52		68		
81	57		69			81	53		69		
82	57		70			82	53		70		
83	58		71			83	54		71		
84	58		72			84	54		72		
85	59		73			85	55		73		
86			74			86			74		
104			92			104			92		
105			93			105			92		
106			94			106			93		
107			95			107			94		
108		(略)	96	(略)	(略)	108		(略)	95	(略)	(略)
109			97			109			96		
110			98			110			97		
111			99			111			97		
112			100			112			98		
113			101			113			99		

改正後					改正前				
リ 教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表					リ 教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	(略)	1	(略)	(略)	1	(略)	1	(略)	(略)
2		1							
3		1							
4		1							
82	(略)	61	(略)	(略)	82	(略)	61	(略)	(略)
83		61							
84		62							
85		62							
86		62							
87		63							
88		63							
89		63							
90		63							
91		63							
92		63							
93		63							
94		63							
95		63							
96		63							
97		63							
98		63							
99		63							
100	63								
101	63								
102	63								
103	63								
104	63								
105	63								
106	63								
129	(略)	(略)	(略)	(略)	129	(略)	65	(略)	(略)

## 改正後

ヌ 教育職俸給表(□昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1

42	29	22
43	29	23
44	30	24
45	30	25
46	30	26
47	31	27
48	31	28
49	31	29
50	32	30
51	32	31
52	32	32
53	33	33
54	33	34
55	34	35
56	34	36
57	35	37
58	35	38
59	36	39
60	36	40
61	37	41
62	37	42
63	38	43
64	38	44
65	39	45
66	39	46
67	40	47
68	40	48
69	41	49
70	41	49
71	42	50
72	42	50
73	43	51
74	43	51
75	44	52
76	44	52
77	45	53
78	45	54
79	46	55
80	46	56
81	47	57
82	47	58
83	48	59

110	55	80
111	55	80
112	56	80
113	56	80
114	56	80
115	56	80
116	56	80
117	57	80
118	57	80
119	57	80
120	57	80
121	57	80
122	57	80
123	58	80
124	58	80
125	58	80
126	58	

141	61	
-----	----	--

## 改正前

ヌ 教育職俸給表(□昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1

42	29	22
43	30	23
44	30	24
45	31	25
46	31	26
47	32	27
48	32	28
49	33	29
50	33	30
51	34	31
52	34	32
53	35	33
54	35	34
55	36	35
56	36	36
57	37	37
58	37	38
59	38	39
60	38	40
61	39	41
62	39	42
63	40	43
64	40	44
65	41	45
66	41	46
67	42	47
68	42	48
69	43	49
70	43	49
71	44	50
72	44	50
73	45	51
74	45	51
75	45	52
76	46	52
77	46	53
78	46	54
79	47	55
80	47	56
81	47	57
82	48	58
83	48	59

110	55	80
111	55	81
112	56	81
113	56	81
114	56	82
115	56	82
116	56	82
117	57	83
118	57	83
119	57	83
120	57	84
121	57	84
122	57	84
123	58	85
124	58	85
125	58	85
126	58	

141	61	
-----	----	--

改正後						改正前					
ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表						ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表					
昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
1	1					1	1				
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1					3	1				
4	1					4	1				
45	21					45	21				
46	21					46	22				
47	22					47	23				
48	22					48	24				
49	23					49	25				
50	23	(略)	(略)	(略)	(略)	50	25	(略)	(略)	(略)	(略)
51	24					51	26				
52	24					52	26				
53	25					53	27				
54	26					54	27				
55	27					55	28				
56	28					56	28				
73	37					73	37				
74	37					74	38				
75	38					75	39				
76	38					76	40				
77	39					77	41				
78	39					78	41				
79	40					79	42				
80	40					80	42				
81	41					81	43				
82	41	(略)	(略)	(略)	(略)	82	43	(略)	(略)	(略)	(略)
83	42					83	44				
84	42					84	44				
85	43					85	45				
86	43					86	45				
87	44					87	46				
88	44					88	46				
89	45					89	47				
90	46					90	47				
91	47					91	48				
92	48					92	48				
121	64	(略)	(略)	(略)	(略)	121	64	(略)	(略)	(略)	(略)



改正後

改正前

ワ 医療職俸給表(昇格時号俸対応表)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1				1	1	1
2	1	(略)	(略)	(略)	1	1	1
3	1				1	1	1
4	1				1	1	1
<hr/>							
46	26				30	25	14
47	27				31	25	14
48	28				32	25	15
49	29				33	25	15
50	29				33	25	15
51	30				34	26	15
52	30				34	26	16
53	31				35	26	16
54	31				35	26	
55	32				36	26	
56	32				36	26	
57	33				37	27	
58	34				37	27	
59	35				37	27	
60	36				38	27	
61	37				38	27	
62	37				38	27	
63	38				39	28	
64	38				39	28	
65	39				39	28	
66	39	(略)	(略)	(略)	40		
67	40				40		
68	40				40		
69	41				40		
70	41				41		
71	42				41		
72	42				41		
73	43				41		
74	43				42		
75	44				42		
76	44				42		
77	45				42		
78	45				43		
79	46				43		
80	46				43		
81	47				43		
82	47				44		
83	48				44		
84	48				44		
85	49				44		
86							
87							
<hr/>							
113		(略)	(略)	(略)			

ワ 医療職俸給表(昇格時号俸対応表)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1				1	1	1
2	1	(略)	(略)	(略)	1	1	1
3	1				1	1	1
4	1				1	1	1
<hr/>							
46	26				30	25	14
47	27				31	25	15
48	28				32	26	15
49	29				33	26	15
50	29				33	26	16
51	30				34	26	16
52	30				34	27	16
53	31				35	27	17
54	31				35	27	
55	32				36	27	
56	32				36	28	
57	33				37	28	
58	33				37	28	
59	34				37	28	
60	34				38	29	
61	35				38	29	
62	35				38	29	
63	36				39	30	
64	36				39	30	
65	37				39	31	
66	38	(略)	(略)	(略)	40		
67	39				40		
68	40				40		
69	41				40		
70	41				41		
71	41				41		
72	42				41		
73	42				41		
74	42				42		
75	43				42		
76	43				42		
77	43				42		
78	44				43		
79	44				43		
80	44				43		
81	45				43		
82	45				44		
83	46				44		
84	46				44		
85	47				45		
86							
87							
<hr/>							
113		(略)	(略)	(略)			

改正後

改正前

カ 医療職俸給表(三)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1					1	1
2	(略)	(略)	(略)	(略)	1	1
3					1	1
4					1	1
52					30	36
53					31	36
54					31	36
55					32	36
56					32	36
57					33	37
58					33	37
59					34	37
60					34	37
61					35	37
62					35	38
63					36	38
64					36	38
65					37	38
66					37	38
67					38	39
68					38	39
69					39	39
70					39	
71					40	
72					40	
73	(略)	(略)	(略)	(略)	41	
74					41	
75					41	
76					41	
77					41	
78					41	
79					42	
80					42	
81					42	
82					42	
83					42	
84					42	
85					43	
86					43	
87					43	
88					43	
89					43	
90					43	
91					44	
92					44	
93					44	
94						
169	(略)	(略)	(略)	(略)		

カ 医療職俸給表(三)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1					1	1
2	(略)	(略)	(略)	(略)	1	1
3					1	1
4					1	1
52					30	36
53					31	37
54					31	37
55					32	38
56					32	38
57					33	39
58					33	39
59					34	40
60					34	40
61					35	41
62					35	41
63					36	42
64					36	42
65					37	43
66					37	43
67					38	44
68					38	44
69					39	45
70					39	
71					40	
72					40	
73	(略)	(略)	(略)	(略)	41	
74					41	
75					41	
76					42	
77					42	
78					42	
79					42	
80					42	
81					43	
82					43	
83					43	
84					43	
85					43	
86					44	
87					44	
88					44	
89					44	
90					44	
91					45	
92					45	
93					45	
94						
169	(略)	(略)	(略)	(略)		

改正後

改正前

ヨ 福祉職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	1	1
2	1			1	1
3	1			1	1
4	1			1	1
45	21	(略)	(略)	29	27
46	21			30	27
47	22			31	28
48	22			32	28
49	23			33	29
50	23			34	29
51	24			35	29
52	24			36	29
53	25			37	30
54	26			38	30
55	27			39	30
56	28			40	30
57	29			41	31
58	29			41	31
59	30			42	31
60	30			42	31
61	31			43	31
62	31			43	31
63	32			44	31
64	32			44	31
65	33			45	31
66	34			45	31
67	35			46	31
68	36			46	32
69	37			47	32
70	37			47	32
71	38			48	32
72	38			48	32
73	39			49	32
74	39			49	32
75	40			50	32
76	40			50	32
77	41			50	32
78	42			50	
79	43			50	
80	44			50	
81	45			50	
82	45			50	
83	46			50	
84	46			50	
85	47			51	
86	47			51	
87	48			51	
88	48			51	
89	49	51			
90	49	51			
91	50	51			
92	50	51			
93	51	51			
94	51				
153	64	(略)	(略)		

ヨ 福祉職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	1	1
2	1			1	1
3	1			1	1
4	1			1	1
45	21	(略)	(略)	29	27
46	22			30	27
47	23			31	28
48	24			32	28
49	25			33	29
50	25			34	29
51	26			35	29
52	26			36	30
53	27			37	30
54	27			38	30
55	28			39	31
56	28			40	31
57	29			41	31
58	30			41	32
59	31			42	32
60	32			42	32
61	33			43	32
62	33			43	33
63	34			44	33
64	34			44	33
65	35			45	33
66	35			45	34
67	36			46	34
68	36			46	34
69	37			47	34
70	38			47	35
71	39			48	35
72	40			48	35
73	41			49	35
74	41			49	36
75	42			50	36
76	42			50	36
77	43			50	37
78	43			50	
79	44			50	
80	44			51	
81	45			51	
82	45			51	
83	46			51	
84	46			51	
85	47			52	
86	47			52	
87	48			52	
88	48			52	
89	49	52			
90	49	53			
91	50	53			
92	50	53			
93	51	53			
94	51				
153	64	(略)	(略)		

改正後

別表第七の二 降格時号俸対応表 (第二十四条の二関係)  
イ 行政職俸給表-降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33			9	9	13	13	17	
2	33	(略)	(略)	10	10	14	14	18	(略)
3	33			11	11	15	15	19	
4	34			12	12	16	16	20	

12	44			20	20	24	24	28	
13	45			21	21	25	25	33	
14	46			22	22	26	26	38	
15	47			23	23	27	27	43	
16	48			24	24	28	28	45	
17	49			25	25	29	29	45	
18	50			26	26	30	30	45	
19	51			27	27	31	31	45	
20	52			28	28	32	32	45	
21	53			29	29	34	34	45	
22	54			30	30	36	36	45	
23	55			31	31	38	38	45	
24	56			32	32	40	40	45	
25	58			33	33	42	42	45	
26	60			34	34	44	44	45	
27	62			35	35	46	46	45	
28	64			36	36	48	48	45	
29	66			37	37	52	52	45	
30	68			38	38	56	56	45	
31	70			39	39	61	61	45	
32	72			40	40	80	80	45	
33	74			41	41	82	82	45	
34	76			42	42	84	84	45	
35	78			43	43	85	85	45	
36	80			44	44	85	85	45	
37	81			45	45	85	85	45	
38	82			46	46	85	85	45	
39	83			47	47	85	85	45	
40	84			48	48	85	85	45	
41	86			49	50	85	85	61	45
42	88			50	52	85	85	61	
43	90			51	54	85	85	61	
44	92			52	56	85	85	61	
45	93			53	58	85	85	61	
46	93			54	60	85	85		
47	93			55	62	85	85		
48	93			56	64	85	85		
49	93			57	66	85	85		
50	93			58	76	85	85		
51	93			59	88	85	85		
52	93			60	92	85	85		
53	93	(略)	(略)	61	93	85	85		(略)
54	93			62	93	85	85		
55	93			63	93	85	85		
56	93			64	93	85	85		
57	93			65	93	85	85		
58	93			66	93	85	85		
59	93			67	93	85	85		
60	93			68	93	85	85		
61	93			69	93	85	85		
62	93			70	93				
63	93			71	93				
64	93			72	93				
65	93			73	93				
66	93			74	93				
67	93			75	93				
68	93			80	93				
69	93			85	93				
70	93			88	93				
71	93			89	93				
72	93			90	93				
73	93			91	93				
74	93			92	93				
75	93			93	93				
76	93			93	93				
77	93			93	93				
78	93			93	93				
79	93			93	93				
80	93			93	93				
81	93			93	93				
82	93			93	93				
83	93			93	93				
84	93			93	93				
85	93			93	93				
86	93			93	93				
87	93			93	93				
88	93			93	93				
89	93			93	93				
90	93			93	93				
91	93			93	93				
92	93			93	93				
93	93			93	93				
94	93								
125	93	(略)	(略)						(略)

改正前

別表第七の二 降格時号俸対応表 (第二十四条の二関係)  
イ 行政職俸給表-降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33			9	9	13	13	17	
2	33	(略)	(略)	10	10	14	14	18	(略)
3	33			11	11	15	15	19	
4	34			12	12	16	16	20	

12	44			20	20	24	24	28	
13	45			21	21	25	25	32	
14	46			22	22	26	26	36	
15	47			23	23	27	27	40	
16	48			24	24	28	28	44	
17	49			25	25	29	29	45	
18	50			26	26	30	30	45	
19	51			27	27	31	31	45	
20	52			28	28	32	32	45	
21	53			29	29	34	34	45	
22	54			30	30	36	36	45	
23	55			31	31	38	38	45	
24	56			32	32	40	40	45	
25	58			33	33	42	42	45	
26	60			34	34	44	44	45	
27	62			35	35	46	46	45	
28	64			36	36	48	48	45	
29	66			37	37	51	50	45	
30	68			38	38	54	54	45	
31	70			39	39	57	58	45	
32	72			40	40	61	60	45	
33	75			41	41	65	61	45	
34	78			42	42	69	61	45	
35	81			43	43	73	61	45	
36	84			44	44	76	61	45	
37	86			45	45	77	61	45	
38	88			46	46	77	61	45	
39	90			47	47	77	61	45	
40	92			48	48	77	61	45	
41	93			49	50	77	61	45	
42	93			50	52	77	61		
43	93			51	54	77	61		
44	93			52	56	77	61		
45	93			53	58	77	61		
46	93			54	60	77			
47	93			55	62	77			
48	93			56	64	77			
49	93			57	66	77			
50	93			58	71	77			
51	93			59	76	77			
52	93			60	81	77			
53	93	(略)	(略)	61	85	77			(略)
54	93			62	85	77			
55	93			63	85	77			
56	93			64	85	77			
57	93			65	85	77			
58	93			66	85	77			
59	93			67	85	77			
60	93			68	85	77			
61	93			69	85	77			
62	93			70	85				
63	93			71	85				
64	93			72	85				
65	93			73	85				
66	93			74	85				
67	93			75	85				
68	93			78	85				
69	93			81	85				
70	93			84	85				
71	93			87	85				
72	93			88	85				
73	93			89	85				
74	93			90	85				
75	93			91	85				
76	93			92	85				
77	93			93	85				
78	93			93	93				
79	93			93	93				
80	93			93	93				
81	93			93	93				
82	93			93	93				
83	93			93	93				
84	93			93	93				
85	93			93	93				
86	93			93	93				
87	93			93	93				
88	93			93	93				
89	93			93	93				
90	93			93	93				
91	93			93	93				
92	93			93	93				
93	93			93	93				
94	93								
125	93	(略)	(略)						(略)

改正後

ロ 行政職俸給表Ⅱ降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	
1	37	(略)	29	17	
2	38		30	18	
3	39		31	19	
4	40		32	20	
36	72	(略)	64	80	
37	73		65	86	
38	74		66	92	
39	75		67	98	
40	76		68	101	
41	77		69	101	
42	78		70	101	
43	79		71	101	
44	80		72	101	
45	82		73	101	
46	84		74	101	
47	86		75	101	
48	88		76	101	
49	90		77	101	
50	92		78	101	
51	94		79	101	
52	96		80	101	
53	98		81	101	
54	100		82	101	
55	102		83	101	
56	104		84	101	
57	107		85	101	
58	110		86	101	
59	113		87	101	
60	116		88	101	
61	118		90	101	
62	120		92	101	
63	121		94	101	
74	121		(略)	112	
75	121			114	
76	121			133	
77	121			133	
137	121		(略)		

改正前

ロ 行政職俸給表Ⅱ降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	
1	37	(略)	29	17	
2	38		30	18	
3	39		31	19	
4	40		32	20	
36	72	(略)	64	80	
37	73		65	83	
38	74		66	89	
39	75		67	95	
40	76		68	101	
41	78		69	101	
42	80		70	101	
43	82		71	101	
44	84		72	101	
45	86		73	101	
46	88		74	101	
47	90		75	101	
48	92		76	101	
49	94		77	101	
50	96		78	101	
51	98		79	101	
52	100		80	101	
53	103		81	101	
54	107		82	101	
55	111		83	101	
56	115		84	101	
57	118		85	101	
58	120		86	101	
59	121		87	101	
60	121		88	101	
61	121		90	101	
62	121		92	101	
63	121		94	101	
74	121		(略)	112	
75	121			114	
76	121			124	
77	121			133	
137	121		(略)		

改正後

改正前

ハ 専門行政職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1			13	13	13	17	
2	(略)	(略)	14	14	14	18	(略)
3			15	15	15	19	
4			16	16	16	20	
12			24	24	24	28	
13			25	25	25	33	
14			26	26	26	38	
15			27	27	27	43	
16			28	28	28	45	
17			29	29	29	45	
18			30	30	30	45	
19			31	31	31	45	
20			32	32	32	45	
21			33	34	33	45	
22			34	36	34	45	
23			35	38	35	45	
24			36	40	36	45	
25			37	42	38	45	
26			38	44	40	45	
27			39	46	42	45	
28			40	48	47	45	
29			41	52	52	45	
30			42	56	57	45	
31	(略)	(略)	43	67	61	45	(略)
32			44	77	61	45	
33			45	77	61	45	
34			46	77	61	45	
35			47	77	61	45	
36			48	77	61	45	
37			49	77	61	45	
38			50	77	61	45	
39			51	77	61	45	
40			52	77	61	45	
41			55	77	61	45	
42			58	77	61		
43			61	77	61		
44			64	77	61		
45			66	77	61		
46			68	77			
47			70	77			
48			89	77			
49			89	77			
50			89	77			
51			89	77			
89	(略)	(略)					(略)

ハ 専門行政職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1			13	13	13	17	
2	(略)	(略)	14	14	14	18	(略)
3			15	15	15	19	
4			16	16	16	20	
12			24	24	24	28	
13			25	25	25	32	
14			26	26	26	36	
15			27	27	27	40	
16			28	28	28	44	
17			29	29	29	45	
18			30	30	30	45	
19			31	31	31	45	
20			32	32	32	45	
21			33	34	33	45	
22			34	36	34	45	
23			35	38	35	45	
24			36	40	36	45	
25			37	42	38	45	
26			38	44	40	45	
27			39	46	42	45	
28			40	48	46	45	
29			41	51	50	45	
30			42	54	54	45	
31	(略)	(略)	43	57	58	45	(略)
32			44	61	60	45	
33			45	65	61	45	
34			46	69	61	45	
35			47	73	61	45	
36			48	76	61	45	
37			49	77	61	45	
38			50	77	61	45	
39			51	77	61	45	
40			52	77	61	45	
41			55	77	61	45	
42			58	77	61		
43			61	77	61		
44			64	77	61		
45			66	77	61		
46			68	77			
47			70	77			
48			75	77			
49			80	77			
50			85	77			
51			89	77			
89	(略)	(略)					(略)



改正後

ホ 公安職俸給表(降格時号俸対応表)										
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	9	13			9	9	13	13		
2	9	13			10	10	14	14		
3	9	13	(略)	(略)	11	11	15	15	(略)	(略)
4	11	14			12	12	16	16		
27	34	38			35	35	39	39		
28	35	40			36	36	40	40		
29	36	41			37	37	41	43		
30	37	42			38	38	42	49		
31	38	43			39	39	43	55		
32	39	44			40	40	44	61		
33	40	45			41	41	45	61		
34	42	46			42	42	46	61		
35	43	47			43	43	47	61		
36	44	48			44	44	48	61		
37	45	49			45	45	49	61		
38	46	50			46	46	50	61		
39	47	51			47	47	51	61		
40	48	52			48	48	52	61		
41	49	53			49	49	54	61		
42	50	54			50	50	56	61		
43	51	54			51	51	58	61		
44	52	56			52	52	68	61		
45	53	57			53	53	79	61		
46	54	58			54	54	82			
47	55	58			55	55	85			
48	56	59			56	56	85			
49	57	60			57	57	85			
50	58	61			58	62	85			
51	59	62			59	65	85			
52	60	64			60	75	85			
53	61	65			61	87	85			
54	62	66			62	90	85			
55	63	67			63	93	85			
56	64	68			64	93	85			
57	65	69			65	93	85			
58	66	70			66	93	85			
59	67	71			67	93	85			
60	68	72	(略)	(略)	68	93	85			
61	69	73			69	93	85		(略)	(略)
62	70	74			70	93				
63	71	75			71	93				
64	72	76			72	93				
65	73	77			73	93				
66	74	78			74	93				
67	75	79			75	93				
68	76	80			78	93				
69	77	81			79	93				
70	78	82			80	93				
71	79	83			81	93				
72	80	84			82	93				
73	81	85			83	93				
74	82	86			84	93				
75	83	87			85	93				
76	84	88			86	93				
77	85	89			87	93				
78	86	90			88	93				
79	87	91			89	93				
80	88	92			90	93				
81	90	93			91	93				
82	92	94			92	93				
83	94	95			93	93				
84	96	96			93	93				
85	97	97			93	93				
86	98	98			93					
87	99	99			93					
88	100	100			93					
89	101	102			93					
90	102	104			93					
91	103	106			93					
92	104	108			93					
93	106	109			93					
94	108	110								
145	125		(略)	(略)					(略)	(略)

改正前

ホ 公安職俸給表(降格時号俸対応表)										
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	9	13			9	9	13	13		
2	9	13			10	10	14	14		
3	9	13	(略)	(略)	11	11	15	15	(略)	(略)
4	11	14			12	12	16	16		
27	34	38			35	35	39	39		
28	35	39			36	36	40	40		
29	36	40			37	37	41	43		
30	37	41			38	38	42	47		
31	38	42			39	39	43	51		
32	39	43			40	40	44	55		
33	40	44			41	41	45	58		
34	41	45			42	42	46	60		
35	42	46			43	43	47	61		
36	44	47			44	44	48	61		
37	45	48			45	45	49	61		
38	46	49			46	46	50	61		
39	47	50			47	47	51	61		
40	48	51			48	48	52	61		
41	49	52			49	49	54	61		
42	50	53			50	50	56	61		
43	51	54			51	51	55	61		
44	52	55			52	52	56	61		
45	53	56			53	53	57	61		
46	54	57			54	54	58			
47	55	58			55	55	59			
48	56	59			56	56	62			
49	57	60			57	57	65			
50	58	61			58	62	68			
51	59	62			59	65	71			
52	60	64			60	69	74			
53	61	65			61	73	77			
54	62	66			62	77	77			
55	63	67			63	81	77			
56	64	68			64	84	77			
57	65	69			65	85	77			
58	66	70			66	85	77			
59	67	71			67	85	77			
60	68	72	(略)	(略)	68	85	77		(略)	(略)
61	69	73			69	85	77			
62	70	74			70	85				
63	71	75			71	85				
64	72	76			72	85				
65	73	77			73	85				
66	74	78			74	85				
67	75	79			75	85				
68	76	80			77	85				
69	77	81			79	85				
70	78	82			81	85				
71	79	83			82	85				
72	80	84			85	85				
73	81	85			86	85				
74	82	86			87	85				
75	83	87			88	85				
76	84	88			89	85				
77	85	89			90	85				
78	86	90			91					
79	87	91			92					
80	88	92			93					
81	90	93			93					
82	92	94			93					
83	94	95			93					
84	96	96			93					
85	97	97			93					
86	98	98								
87	99	99								
88	100	100								
89	101	102								
90	102	104								
91	103	106								
92	104	108								
93	106	109								
94	108	110								
145	125		(略)	(略)					(略)	(略)





改正後							改正前						
ト 海事職俸給表(-)降格時号俸対応表							ト 海事職俸給表(-)降格時号俸対応表						
降格した日の前日に受けていた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	降格した日の前日に受けていた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1		17			17		1		17			17	
2	(略)	18	(略)	(略)	18	(略)	2	(略)	18	(略)	(略)	18	(略)
3		19			19		3		19			19	
4		20			20		4		20			20	
20		36			40		20		36			40	
21		38			43		21		37			43	
22		40			46		22		38			46	
23		42			49		23		39			49	
24		44			52		24		40			52	
25		46			58		25		42			55	
26		48			64		26		44			59	
27		50			70		27		46			63	
28		52			73		28		48			67	
29	(略)	54	(略)	(略)	73	(略)	29	(略)	50	(略)	(略)	70	(略)
30		56			73		30		52			72	
31		58			73		31		54			73	
32		60			73		32		56			73	
33		62			73		33		58			73	
34		64			73		34		60			73	
35		66			73		35		62			73	
36		68			73		36		64			73	
37		69			73		37		66			73	
38		69			73		38		68			73	
39		69			73		39		69			73	
101	(略)	69	(略)	(略)		(略)	101	(略)	69	(略)	(略)		(略)

改正後						改正前					
チ 海事職俸給表(降格時号俸対応表)						チ 海事職俸給表(降格時号俸対応表)					
降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
1	21		13			1	21		13		
2	22	(略)	14	(略)	(略)	2	22	(略)	14	(略)	(略)
3	23		15			3	23		15		
4	24		16			4	24		16		
47	67		59			47	67		59		
48	68		60			48	70		60		
49	69		61			49	73		61		
50	70		62			50	76		62		
51	71		63			51	78		63		
52	72		64			52	80		64		
53	74	(略)	65	(略)	(略)	53	82	(略)	65	(略)	(略)
54	76		66			54	84		66		
55	78		67			55	85		67		
56	80		68			56	85		68		
57	82		69			57	85		69		
58	84		70			58	85		70		
59	85		71			59	85		71		
91	85		103			91	85		103		
92	85		104			92	85		105		
93	85		105			93	85		106		
94	85		106			94	85		107		
95	85		107			95	85		108		
96	85	(略)	108	(略)	(略)	96	85	(略)	109	(略)	(略)
97	85		109			97	85		111		
98	85		110			98	85		112		
99	85		111			99	85		113		
100	85		112			100	85		113		
101	85		113			101	85		113		
113		(略)		(略)	(略)	113		(略)		(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
リ 教育職俸給表(一)降格時号俸対応表					リ 教育職俸給表(一)降格時号俸対応表				
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
1	(略)	13	(略)	(略)	1	13	(略)	(略)	
2		14							
3		15							
4		16							
60	(略)	80	(略)	(略)	60	80	(略)	(略)	
61		83							
62		86							
63		105							
64		105							
65	105								
105	(略)		(略)	(略)	105	(略)	(略)	(略)	

## 改正後

又 教育職俸給表(降格時号俸対応表)		
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級
1	13	21
2	13	22
3	13	23
4	14	24
28	40	48
29	43	49
30	46	50
31	49	51
32	52	52
33	54	53
34	56	54
35	58	55
36	60	56
37	62	57
38	64	58
39	66	59
40	68	60
41	70	61
42	72	62
43	74	63
44	76	64
45	78	65
46	80	66
47	82	67
48	84	68
79	141	107
80	141	125
81	141	125
82	141	125
83	141	125
84	141	125
85	141	125
125	141	

## 改正前

又 教育職俸給表(降格時号俸対応表)		
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級
1	13	21
2	13	22
3	13	23
4	14	24
28	40	48
29	42	49
30	44	50
31	46	51
32	48	52
33	50	53
34	52	54
35	54	55
36	56	56
37	58	57
38	60	58
39	62	59
40	64	60
41	66	61
42	68	62
43	70	63
44	72	64
45	75	65
46	78	66
47	81	67
48	84	68
79	141	107
80	141	110
81	141	113
82	141	116
83	141	119
84	141	122
85	141	125
125	141	

改正後						改正前					
ル 研究職俸給表降格時号俸対応表						ル 研究職俸給表降格時号俸対応表					
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
1	25					1	25				
2	26	(略)	(略)	(略)	(略)	2	26	(略)	(略)	(略)	(略)
3	27					3	27				
4	28					4	28				
20	44					20	44				
21	46					21	45				
22	48					22	46				
23	50					23	47				
24	52					24	48				
25	53					25	50				
26	54					26	52				
27	55					27	54				
28	56					28	56				
29	58					29	58				
30	60					30	60				
31	62					31	62				
32	64					32	64				
33	66					33	66				
34	68	(略)	(略)	(略)	(略)	34	68	(略)	(略)	(略)	(略)
35	70					35	70				
36	72					36	72				
37	74					37	73				
38	76					38	74				
39	78					39	75				
40	80					40	76				
41	82					41	78				
42	84					42	80				
43	86					43	82				
44	88					44	84				
45	89					45	86				
46	90					46	88				
47	91					47	90				
48	92					48	92				
121	121	(略)	(略)	(略)	(略)	121	121	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後

改正前

ワ 医療職俸給表□降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21				17	17	25
2	22	(略)	(略)	(略)	18	18	26
3	23				19	19	27
4	24				20	20	28
13	33						
14	34				30	30	47
15	35				31	31	51
16	36				32	32	53
17	37				33	33	53
18	38				34	34	53
19	39				35	35	53
20	40				36	36	53
21	41				37	38	53
22	42				38	40	53
23	43				39	42	53
24	44				40	44	53
25	45				41	50	53
26	46				42	56	53
27	47				43	62	53
28	48				44	65	53
29	50				45	65	53
30	52				46	65	53
31	54	(略)	(略)	(略)	47	65	53
32	56				48	65	53
33	57				50	65	53
34	58				52	65	53
35	59	54	65	53			
36	60	56	65	53			
37	62	59	65	53			
38	64	62	65				
39	66	65	65				
40	68	69	65				
41	70	73	65				
42	72	77	65				
43	74	81	65				
44	76	85	65				
45	78	85	65				
46	80	85	65				
47	82	85	65				
48	84	85	65				
49	85	85	65				
113		(略)	(略)	(略)			

ワ 医療職俸給表□降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21				17	17	25
2	22	(略)	(略)	(略)	18	18	26
3	23				19	19	27
4	24				20	20	28
13	33						
14	34				30	30	46
15	35				31	31	49
16	36				32	32	52
17	37				33	33	53
18	38				34	34	53
19	39				35	35	53
20	40				36	36	53
21	41				37	38	53
22	42				38	40	53
23	43				39	42	53
24	44				40	44	53
25	45				41	47	53
26	46				42	51	53
27	47				43	55	53
28	48				44	59	53
29	50				45	62	53
30	52				46	64	53
31	54	(略)	(略)	(略)	47	65	53
32	56				48	65	53
33	58				50	65	53
34	60				52	65	53
35	62	54	65	53			
36	64	56	65	53			
37	65	59	65	53			
38	66	62	65				
39	67	65	65				
40	68	69	65				
41	71	73	65				
42	74	77	65				
43	77	81	65				
44	80	84	65				
45	82	85	65				
46	84	85	65				
47	85	85	65				
48	85	85	65				
49	85	85	65				
113		(略)	(略)	(略)			

改正後							改正前						
カ 医療職俸給表(降格時号俸対応表)							カ 医療職俸給表(降格時号俸対応表)						
降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸						降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1					21	17	1					21	17
2	(略)	(略)	(略)	(略)	22	18	2	(略)	(略)	(略)	(略)	22	18
3					23	19	3					23	19
4					24	20	4					24	20
34					60	50	34					60	50
35					62	51	35					62	51
36					64	56	36					64	52
37					66	61	37					66	54
38					68	66	38					68	56
39	(略)	(略)	(略)	(略)	70	69	39	(略)	(略)	(略)	(略)	70	58
40					72	69	40					72	60
41					78	69	41					75	62
42					84	69	42					80	64
43					90	69	43					85	66
44					93	69	44					90	68
45					93	69	45					93	69
153	(略)	(略)	(略)	(略)			153	(略)	(略)	(略)	(略)		



改正後

ヨ 福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	25	(略)	(略)	17	13
2	26			18	14
3	27			19	15
4	28			20	16
20	44	(略)	(略)	36	32
21	46			37	34
22	48			38	36
23	50			39	38
24	52			40	40
25	53			41	42
26	54			42	44
27	55			43	46
28	56			44	48
29	58			45	52
30	60			46	56
31	62			47	67
32	64			48	77
33	65			49	77
34	66			50	77
35	67			51	77
36	68			52	77
37	70			53	77
38	72			54	77
39	74			55	77
40	76			56	77
41	77			58	77
42	78			60	77
43	79			62	77
44	80			64	77
45	82			66	77
46	84			68	77
47	86			70	77
48	88			72	77
49	90			74	77
50	92			84	77
51	94			93	77
52	96			93	77
53	99			93	77
121	153	(略)	(略)		

改正前

ヨ 福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	25	(略)	(略)	17	13
2	26			18	14
3	27			19	15
4	28			20	16
20	44	(略)	(略)	36	32
21	45			37	34
22	46			38	36
23	47			39	38
24	48			40	40
25	50			41	42
26	52			42	44
27	54			43	46
28	56			44	48
29	57			45	51
30	58			46	54
31	59			47	57
32	60			48	61
33	62			49	65
34	64			50	69
35	66			51	73
36	68			52	76
37	69			53	77
38	70			54	77
39	71			55	77
40	72			56	77
41	74			58	77
42	76			60	77
43	78			62	77
44	80			64	77
45	82			66	77
46	84			68	77
47	86			70	77
48	88			72	77
49	90			74	77
50	92			79	77
51	94			84	77
52	96			89	77
53	99			93	77
121	153	(略)	(略)		

改正後				
別表第七之三 専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表（第二十九条関係）				
異動した日の前日に受けていた号俸	異動後の号俸			
	行政職俸給表（16級）から専門スタッフ職俸給表1級への異動	行政職俸給表（17級）から専門スタッフ職俸給表2級への異動	行政職俸給表（18級）から専門スタッフ職俸給表2級への異動	行政職俸給表（19級）から専門スタッフ職俸給表3級への異動
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	2	2
5	5	1	2	2
6	6	1	3	3
7	7	1	3	4
8	8	1	4	4
9	9	1	4	5
10	10	1	5	5
11	11	1	5	6
12	12	1	6	6
13	13	1	6	7
14	14	1	7	7
15	15	1	7	8
16	16	1	8	8
17	17	1	9	9
18	18	1	9	9
19	19	1	10	10
20	20	1	10	10
21	21	1	11	11
22	22	1	11	11
23	23	1	12	12
24	24	1	12	12
25	25	2	13	13
26	26	2	13	13
27	27	3	14	14
28	28	3	14	14
29	29	3	15	15
30	30	4	15	16
31	31	4	16	16
32	32	4	16	17
33	33	5	16	17
34	34	5	17	18
35	35	5	18	18
36	36	6	18	19
37	37	6	19	19
38	38	6	19	20
39	39	6	20	20
40	40	7	20	21
41	41	7	21	21
42	42	7	22	
43	43	7	22	
44	44	7	23	
45	45	8	23	
46	46	8		
47	47	8		
48	48	8		
49	49	8		
50	50	9		
51	51	9		
52	52	9		
53	53	9		
54	54	9		
55	55	9		
56	56	9		
57	57	9		
58	58	9		
59	59	10		
60	60	10		
61	61	10		
62	61			
63	62			
64	62			
65	63			
66	63			
67	64			
68	64			
69	65			
70	65			
71	66			
72	66			
73	67			
74	67			
75	68			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			

改正前				
別表第七之三 専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表（第二十九条関係）				
異動した日の前日に受けていた号俸	異動後の号俸			
	行政職俸給表（16級）から専門スタッフ職俸給表1級への異動	行政職俸給表（17級）から専門スタッフ職俸給表2級への異動	行政職俸給表（18級）から専門スタッフ職俸給表2級への異動	行政職俸給表（19級）から専門スタッフ職俸給表3級への異動
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	2	2
5	5	1	2	2
6	6	1	3	3
7	7	1	3	4
8	8	1	4	4
9	9	1	4	5
10	10	1	5	5
11	11	1	5	6
12	12	1	6	6
13	13	1	6	7
14	14	1	7	7
15	15	1	7	8
16	16	1	8	8
17	17	1	9	9
18	18	1	9	9
19	19	1	10	10
20	20	1	10	10
21	21	1	11	11
22	22	1	11	11
23	23	1	12	12
24	24	1	12	12
25	25	2	13	13
26	26	2	13	13
27	27	3	14	14
28	28	3	14	14
29	29	3	15	15
30	30	4	15	15
31	31	4	16	16
32	32	4	16	16
33	33	5	16	17
34	34	5	17	18
35	35	5	18	18
36	36	6	18	19
37	37	6	19	19
38	38	6	19	20
39	39	6	20	20
40	40	7	20	21
41	41	7	21	21
42	42	7	22	
43	43	7	22	
44	44	7	23	
45	45	8	23	
46	46	8		
47	47	8		
48	48	8		
49	49	8		
50	50	9		
51	51	9		
52	52	9		
53	53	9		
54	54	10		
55	55	10		
56	56	10		
57	57	10		
58	58	10		
59	59	11		
60	60	11		
61	61	11		
62	62			
63	63			
64	64			
65	65			
66	66			
67	67			
68	68			
69	69			
70	70			
71	71			
72	72			
73	73			
74	74			
75	75			
76	76			
77	77			

俸給表の改定（平成27年4月1日）に伴う昇格時号俸対応等の変更

1 昇格時の号俸対応を変更する級・号俸（昇格前の級・号俸）

俸給表	旧法有利	新法有利
行政(一)	4級79、80、82～93号俸 5級72～85号俸 6級52、55、56、58～77号俸 7級47、51、52、55～57、59～61号俸 8級33、37、38、41～43、45号俸	1級75、77～83号俸
行政(二)	3級125～133号俸 4級84～86、90～92、96～98号俸	1級78～121号俸
専行	3級76～89号俸 4級52、55、56、58～77号俸 5級47、51、52、55～57、59～61号俸 6級33、37、38、41～43、45号俸	なし
税務	4級78号俸 5級70～85号俸 6級54～77号俸 7級48、49、52～61号俸	4級81～93号俸
公安(一)	5級78号俸 6級70～85号俸 7級54～77号俸 8級48、49、52～61号俸	5級81～93号俸
公安(二)	4級78号俸 5級70～85号俸 6級54～77号俸 7級48、49、52～61号俸	1級70～89号俸 4級81～93号俸
海事(一)	2級38～69号俸 5級56～58、60～73号俸	なし
海事(二)	なし	1級69～85号俸 3級105～113号俸

教育(一)	2級83、85～105号俸	なし
教育(二)	1級43、45～80、82号俸 2級111～125号俸	なし
研究	1級46～55、74～91号俸	なし
医療(一)	なし	なし
医療(二)	5級85号俸 6級48～50、52～65号俸 7級47、50、51、53号俸	1級58～67、71、73～85号俸
医療(三)	5級76～78、81～84、86～93号俸 6級53～69号俸	なし
福祉	1級46～55、58～67、70～79号俸 4級80～93号俸 5級52、55、56、58～77号俸	なし
専門スタッフ	なし	なし

2 専門スタッフ職俸給表への異動時の号俸対応を変更する級・号俸（異動前の級・号俸）

行(一)級	旧法有利	新法有利
6級	62～77号	なし
7級	54～61号俸	なし
8級	なし	なし
9級	なし	30、32号俸

給実甲第1180号

平成27年1月30日

人事院事務総長

平成26年改正法附則第6条の規定に基づく号俸の調整について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第6条の規定に基づく平成27年4月1日における号俸の調整については、下記に従って実施してください。

記

## 第1 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）をいう。
- 二 規則9—8 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）をいう。
- 三 改正前の規則9—8 人事院規則9—8—79（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則9—8をいう。
- 四 切替日 平成27年4月1日をいう。

## 第2 切替日前の異動者の号俸の調整

### 1 切替日前に昇格等の異動をした職員の号俸の調整

切替日前（平成18年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下同じ。）において昇格をした職員及び切替日前において規則9—8第28条（俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなるもの並びに次項に定めるこれらに準ずる職員の切替日における号俸については、改正法附則第6条（切替日前の異動者の号俸の調整）の規定に基づき、第3項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

### 2 改正法附則第6条の「人事院の定めるこれに準ずる職員」

改正法附則第6条の「人事院の定めるこれに準ずる職員」は、切替日前において規則9—8第17条（人事交流等により異動した場合の号俸）、第18条（特殊の官職に採用する場合等の号俸）、第19条（特定の職員についての号俸に関する規定の適用除外）又は第26条（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員とする。

### 3 調整の要領

一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が切替日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の切替日における号俸とすることができる。この場合において、調整の際の規則9—8第23条（昇格の場合の号俸）の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。）がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたもの

とみなす。（別紙の例参照）

イ 切替日前において昇格をした職員 当該昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。以下同じ。）が切替日に行われたものとした場合

ロ 第1項に規定する職員（イに掲げる職員を除く。） その者の前2項に規定する規則9—8各条の規定に基づく号俸の決定が切替日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が切替日に行われたものとした場合

二 切替日前における昇格（前2項に規定する計算の過程における切替日前の昇格を含む。）が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合における前号の規定の適用については、同号中「切替日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則9—8の規定を適用した後切替日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした」とする。

三 前2号の規定に該当する職員のうち、切替日前における号俸の決定について個別に人事院又は事務総長の承認を得て決定された職員にあっては、これらの規定にかかわらず、あらかじめ事務総長の承認を得てその者の切替日における号俸を決定することができる。

### 第3 職員に対する通知等

#### 1 職員に対する通知

改正法附則第6条の規定の適用を受けた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

平成27年4月1日 平成26年法律第105号附則第6条の規定により

○号俸を給する

2 号俸の調整に当たっての号俸の算出の過程等の明確化

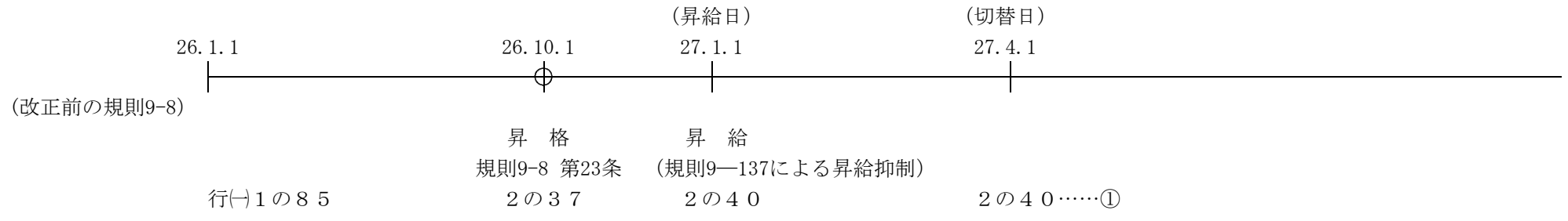
改正法附則第6条の規定に基づく号俸の調整に当たっては、調書等を作成し、その号俸の算出の過程等を明確にしておくものとする。

第4 号俸の調整に関する特例

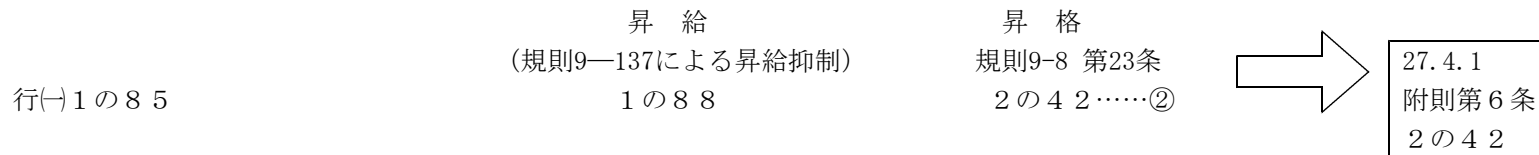
改正法附則第6条の規定に基づく号俸の調整に関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ事務総長の承認を得て別に定めることができる。

以 上

# 号 俸 の 調 整 の 参 考 例



(改正後の規則9-8)



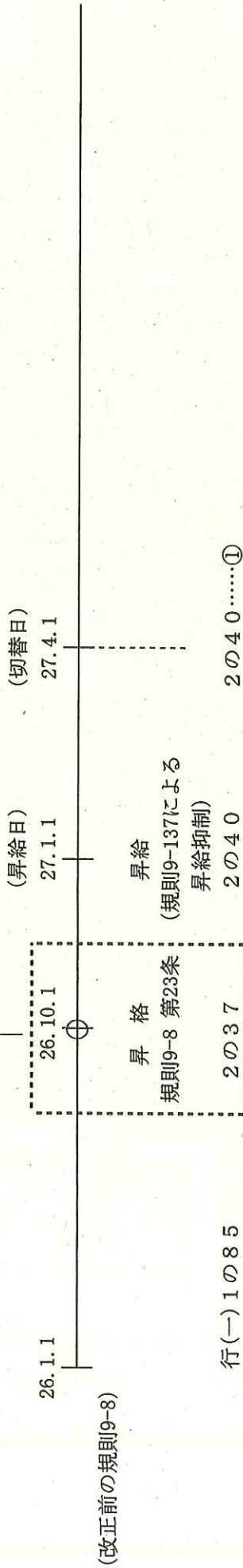
〔(注)①と②を比較すると②の方が有利であるため、2の42に決定することができる。〕



読替後	読替前
<p>3 調整の要領</p> <p>一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が切替日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の切替日における号俸とすることができる。この場合において、調整の際の規則9—8第23条（昇格の場合の号俸）の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格（複数ある場合は、切替日の直近のものに限る。）がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。（別紙の例参照）</p> <p>イ 切替日前において昇格をした職員 当該昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。以下同じ。）が行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則9—8の規定を適用した後切替日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした場合</p> <p>ロ 第1項に規定する職員（イに掲げる職員を除く。）その者の前2項に規定する規則9—8各条の規定に基づく号俸の決定が切替日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則9—8の規定を適用した後切替日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした場合</p>	<p>3 調整の要領</p> <p>一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が切替日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の切替日における号俸とすることができる。この場合において、調整の際の規則9—8第23条（昇格の場合の号俸）の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。）がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。（別紙の例参照）</p> <p>イ 切替日前において昇格をした職員 当該昇格（複数あるときは、切替日の直近のものに限る。以下同じ。）が切替日に行われたものとした場合</p> <p>ロ 第1項に規定する職員（イに掲げる職員を除く。）その者の前2項に規定する規則9—8各条の規定に基づく号俸の決定が切替日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が切替日に行われたものとした場合</p>

# 切替日前の異動者の号俸の調整 (参考例)

※ 調整の対象は、平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間の切替日の直近の昇格（再計算上の昇格含む。）に限る。



27.4.1  
改正法附則第6条  
2の42

(注)①と②を比較すると②の方が有利であるため、2の42に決定することができる。

※ 切替日前の俸給表異動等の場合は、切替日前の俸給表異動等及びその再計算上の昇格を切替日に行ったものとして計算する。

※ この規定に基づき号俸の調整を行う場合は、調書の作成及び職員に対する通知を行う。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）に基づき、平成二十六年改正法附則第五条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―一三八

平成二十六年改正法附則第五条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え

（任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額の切替え）

第一条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者の切替日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

(任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額の切替え)

第二条 切替日の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の新俸給

月額は、その者の旧俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
905,000	887,000
1,005,000	985,000
1,105,000	1,083,000
1,198,000	1,174,000

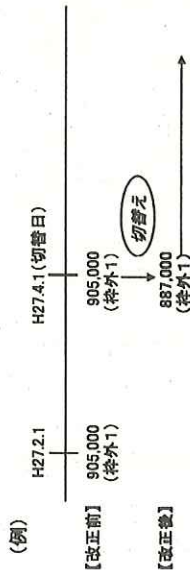
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附  
則

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
968,000	948,000
1,091,000	1,068,000
1,198,000	1,174,000

【最高号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え】

最高号俸を超える俸給月額を受ける第一号任期付研究員の俸給月額の切替え



最高号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え



人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）に基づき、平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一三九

平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給

（趣旨）

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定による俸給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成二十六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める職員）

第二条 平成二十六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（俸給表の適用を異にした

い規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第二に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員

二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

三 切替日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更すること（指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸を同表の下位の号俸に変更することを含む。）をいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

四 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規則九―八第四十四条、育児休業法第九条、官民人事交流法第十八条第一項、法科大学院派遣法第二十条第一項、自己啓発等休業法第七条又は配偶者同行休業法第八条の規定による号俸の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 法第七十九条の規定により休職にされていた期間



- ロ 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ハ 派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間
- ニ 育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をしていた期間
- ホ 勤務時間法第十六条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- ヘ 官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間
- ト 法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間
- チ 自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
- リ 配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
- 五 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十二条第一項又は第二十二条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- 六 切替日以降に再任用職員異動（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員について行う勤務時間法第五条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の官職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

七 切替日以降に人事院の承認を得てその号俸を決定された職員（人事院の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成二十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける俸給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成二十六年改正法附則第七条第一項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給として支給する。

一 俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（指定職俸給表の適用を受けることとな

つた場合及び第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額

二 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する俸給月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。)  
。 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の給与法(次号

において「改正前の給与法」という。）別表第一から別表第十一までの俸給表、平成二十六年改正法第五条の規定による改正前の任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項の俸給表又は平成二十六年改正法第七条の規定による改正前の任期付職員法第七条第一項の俸給表に掲げる俸給月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額（同日に任期付研究員法第六条第四項又は任期付職員法第七条第三項の規定の適用を受けていた職員にあつては、同日にその者が受けていたこれらの規定による俸給月額。ロにおいて「切替前俸給表による俸給月額」という。）に、育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前俸給表による俸給月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する官職を占める職員 改正前の給与法別表第一から別表第十までの俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、切替日の前日にその者が属してい

た職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用俸給月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員  
切替前の再任用俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の当該再任用  
職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その  
額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 人事院の承認を得てその号俸を決定された場合又は人事院の定めるこれに準ずる場合 人事院の定め  
る額

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受  
ける俸給月額が人事院の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあ  
つては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額  
）を、平成二十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給として支給する。

（平成二十六年改正法附則第七条第三項の規定による俸給の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発

金融公庫に勤務する者その他人事院の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に俸給表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二十六年改正法附則第七条第三項の規定による俸給として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六

年改正法附則第七条第二項の規定による俸給の額に相当する額を、同条第三項の規定による俸給として支給する。

(端数計算)

第五条 平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。  
別表の二の表に次のように加える。

規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）	第六条の承認に関する文書等	取得の日	五年
---------------------------------	---------------	------	----



○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）新旧対照表（附則第二項関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後		改正前	
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一（略） 二 給与	人事管理文書の区分	人事管理文書の区分	人事管理文書の区分
	（略）	（略）	（略）
	基準日	（略）	（略）
	保存期間	（略）	（略）
規則九― 一二一（ 広域異動 手当）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	取得の日	（略）	（略）
	五年	（略）	（略）
規則九― 一三九（ 平成二十 六年改正 法附則第 七条の規 定による 俸給）	第六条の承認に関する文書等		
	（略）		
	取得の日		
	五年		
三―二十 （略）	三―二十 （略）	三―二十 （略）	三―二十 （略）

給実甲 1 1 8 1 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

人事院規則 9—1 3 9（平成 2 6 年改正法附則第 7 条の規定による  
俸給）の運用について（通知）

人事院規則 9—1 3 9（平成 2 6 年改正法附則第 7 条の規定による俸給）の運用について下記のとおり定めたので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 2 条関係

- 1 この条の第 1 号の「規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第 2 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動」には、人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第 2 に定める初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務への異動が含まれる。
- 2 この条の第 6 号に規定する「再任用職員異動」には、国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 8 1 条の 4 第 1 項又は第 8 1 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員が一旦退職し、引き続いてこれらの規定により採用された場合は含まれない。

- 3 この条の第7号の「人事院の定めるこれに準ずる職員」は、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に事務総長の承認を得てその号俸を決定された職員とする。

### 第3条関係

- 1 この条の第1項第6号の「人事院の定めるこれに準ずる場合」は、事務総長の承認を得てその号俸を決定された場合とする。
- 2 この条の第1項第6号の「人事院の定める額」は、あらかじめ事務総長の承認を得て定める額とする。
- 3 この条の第2項の「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 この条の第1項第1号及び第3号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第4号に掲げる職員を除く。） 同項第1号及び第3号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に相当する額
  - 二 この条の第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第4号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
    - イ この条の第1項第4号イに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号又は第3号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に相当する額（ロにおいて「第2号複数事由相当額」という。）に国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第17条（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）をいう。次号において同じ。）第5条第1項ただし書の規定

により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ この条の第1項第4号ロに掲げる職員 第2号複数事由相当額

三 この条の第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ この条の第1項第5号イに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に相当する額（ロにおいて「第3号複数事由相当額」という。）

ロ この条の第1項第5号ロに掲げる職員 第3号複数事由相当額に当該職員となったことに伴い勤務時間法第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

四 この条の第1項第2号若しくは第6号に掲げる場合に該当することとなった職員又は同項第4号及び第5号に掲げる場合に該当することとなった職員 あらかじめ事務総長の承認を得て定める額

#### 第4条関係

- 1 この条の第1項の「その他人事院の定めるこれらに準ずる者」は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）又は同令第9条の4各号に掲げる法人の役員（沖縄振興開発金融公庫の役員を除く。）

) とする。

- 2 この条の第1項の「人事院の定める職員」は、新たに俸給表の適用を受けることとなった日における号俸について人事院又は事務総長の承認を得て決定された職員とし、これらの職員についての「人事院の定める額」は、あらかじめ事務総長の承認を得て定める額とする。

#### その他の事項

- 1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号。次項において「改正法」という。）附則第7条の規定による俸給を支給されることとなる職員又はその額若しくはその算定に係る俸給月額に変動がある職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により、それらの場合に支給されることとなる同条の規定による俸給の額を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、通知書等の記入に当たっての参考例を示せば、次のとおりである。

「平成26年法律第105号附則第7条の規定による俸給〇円を給する」

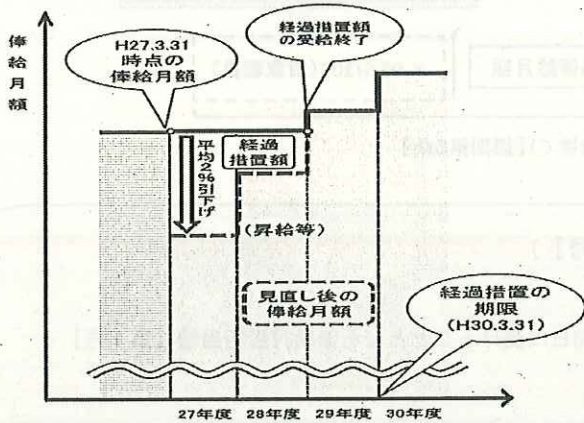
- 2 改正法附則第7条の規定による俸給の額の算定については、調書等を作成し、その計算の過程等を明確にしておくものとする。

以 上

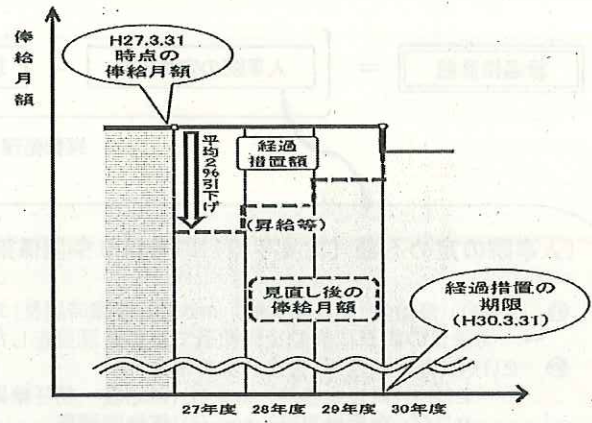
# 俸給水準の引下げに伴う経過措置(平成26年改正法附則第7条の規定による俸給)の概要

俸給表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな俸給表の俸給月額が、切替日の前日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給する。

早期に経過措置の対象者でなくなる場合



3年間、経過措置の対象者である場合



## 1 平成26年改正法附則第7条第1項の規定による俸給

切替日(平成27年4月1日)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日に受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、その差額(※)を俸給として支給する。

※「55歳を超える職員の給与抑制措置」を受ける職員等は、当該差額に98.5/100を乗じて得た額(以下同じ)

$$\text{経過措置額} = \left[ \text{H27.3.31の俸給月額} - \text{現に受ける俸給月額} \right] \times 98.5/100 \text{ (対象職員)}$$

55歳を超える職員の給与抑制措置

端数処理(円未満切捨て)【規則第5条】

(人事院規則で定める職員【規則第2条】) 注:これらの職員の差額の俸給の支給については2)による。

- ① 切替日以降に初任給基準異動をした職員【第1号】
- ② 切替日以降に降格をした職員【第2号】
- ③ 切替日以降に降号をした職員【第3号】
- ④ 切替日以降に復職時調整(切替日前の期間を含むもの)をされた職員【第4号】
- ⑤ 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員【第5号】
- ⑥ 切替日以降に再任用職員異動(再任用職員が勤務時間が異なる他の官職へ異動)をした職員【第6号】
- ⑦ 切替日以降に人事院(又は事務総長)の承認を得てその号俸を決定された職員【第7号】

## 2 平成26年改正法附則第7条第2項の規定による俸給

切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(平成26年改正法附則第7条第1項に規定する前記1の対象となる職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前記1に準じて俸給を支給する。

- (1) 切替日以降に以下の①～⑥に掲げる場合に該当することとなった職員(複수에該当する職員を除く。)であって、その者の受ける俸給月額が①～⑥に定める額に達しないこととなるものには、その差額を俸給として支給する。【規則第3条第1項各号】

注:①～⑥の複수에該当することとなった職員については、後記(2)による。

$$\text{経過措置額} = \left[ \text{①～⑥に定める額} - \text{現に受ける俸給月額} \right] \times 98.5/100 \text{ (対象職員)}$$

55歳を超える職員の給与抑制措置

端数処理(円未満切捨て)【規則第5条】

- ① 俸給表異動又は初任給基準異動をした場合:切替日の前日に当該異動があったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額【第1号】
- ② 降格又は降号をした場合:切替日の前日に受けていた俸給月額から、当該降格又は降号の前後での俸給月額の差額を減じた額【第2号】
- ③ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合:切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額【第3号】
- ④ 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合【第4号】
  - イ 育児短時間勤務等をしている職員:切替日の前日の級・号俸に応じた俸給月額に勤務時間に応じた割合を乗じた額
  - ロ 育児短時間勤務等を終了した職員:切替日の前日の級・号俸に応じた俸給月額
- ⑤ 再任用職員異動をした場合【第5号】
  - イ 異動後においてフルタイム勤務の職員:切替日の前日に属していた職務の級に応じた俸給月額
  - ロ 異動後において短時間勤務の職員:切替日の前日に属していた職務の級に応じた俸給月額に勤務時間に応じた割合を乗じた額
- ⑥ 人事院又は事務総長の承認を得てその号俸を決定された場合:人事院の定める額(あらかじめ事務総長の承認を得て定める額)【第6号】

(2) (1)の①～⑥の複数に該当する職員であって、その者の受ける俸給月額が人事院の定める額に達しないこととなるものには、その差額を俸給として支給する。【規則第3条第2項】

55歳を超える職員の給与抑制措置

$$\text{経過措置額} = \left[ \text{人事院の定める額} - \text{現に受ける俸給月額} \right] \times 98.5/100 (\text{対象職員})$$

端数処理(円未満切捨て)【規則第5条】

(人事院の定める額【給実甲第1181号第3条関係第3項各号】)

- ① 2(1)①(俸給表・初任給異動) and ③(復職時調整)の場合：
  - 切替日の前日に異動後俸給表で復職時調整をした場合に同日に受けることとなる俸給月額相当額【第1号】
- ② 2(1)④(育短勤務等)を含む次の場合：
  - ・ 2(1)④(育短勤務等) and ①(俸給表・初任給異動)
  - ・ 2(1)④(育短勤務等) and ③(復職時調整)
  - ・ 2(1)④(育短勤務等) and ①(俸給表・初任給異動) and ③(復職時調整)
  - 2(1)④ロ(育短勤務等を終了)：切替日の前日に①又は③に該当するとして同日に受けることとなる俸給月額(相当額)(以下「切替日前日相当額」)【第2号ロ】
  - 2(1)④イ(育短勤務等をしている)：切替日前日相当額に勤務時間に応じた割合を乗じた額「以下「切替日前日相当額の勤務時間調整額」」【第2号イ】
- ③ 2(1)⑤(再任用職員異動) and ①(俸給表異動)の場合：
  - 2(1)⑤イ(再任用異動後にフルタイム)：切替日前日相当額【第3号イ】
  - 2(1)⑤ロ(再任用異動後に短時間)：切替日前日相当額の勤務時間調整額【第3号ロ】
- ④ 次の場合：
  - ・ 2(1)②(降格・降号) and 他事由
  - ・ 2(1)⑥(人事院承認) and 他事由
  - ・ 2(1)④(育短勤務等) and ⑤(再任用職員異動) (and 他事由)
  - あらかじめ事務総長の承認を得て定める額【第4号】

3

### 3 平成26年改正法附則第7条第3項の規定による俸給

切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して平成26年改正法附則第7条第1項又は第2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前記1及び2に準じて俸給を支給する。

- (1) 人事交流等職員(切替日以降に、俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、公庫等に勤務する者から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受ける職員となった者)であって、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に達しないこととなるものには、その差額を俸給として支給する。【規則第4条第1項】
- 注：当該人事交流等職員となった日以降に前記2の①～⑥に該当することとなった職員については、後記(2)による。

55歳を超える職員の給与抑制措置

$$\text{経過措置額} = \left[ \text{切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額} - \text{現に受ける俸給月額} \right] \times 98.5/100 (\text{対象職員})$$

端数処理(円未満切捨て)【規則第5条】

- (2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前記2の①～⑥に該当することとなったものに対しては、切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前記2を適用した場合に支給されることとなる額を俸給として支給する。【規則第4条第2項】

※ 新たに俸給表の適用を受けることとなった日における号俸について人事院又は事務総長の承認を得て号俸を決定された職員の算定基礎額は、あらかじめ事務総長の承認を得て定める額とする。【給実甲第1181号第4条関係第2項】

### 4 その他

- 部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。【規則第6条】
- 経過措置額を支給されることとなる職員又はその額若しくはその算定に係る俸給月額に変動がある職員に対しては、人事異動通知書等により、経過措置額を通知する。  
参考例：「平成26年法律第105号附則第7条の規定による俸給〇円を給する」【給実甲第1181号その他の事項第1項】
- 経過措置額の算定については、調書等を作成し、その計算の過程等を明確にしておく。【給実甲第1181号その他の事項第2項】
- 経過措置額は、給与法、人事院規則等の「俸給」に含まれる。(「俸給」を基礎とする手当については、経過措置額も算定基礎額に含まれる。)

4

給実甲第 1 1 8 2 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 5 7 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 5 7 6 号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 4 の第 4 項第 2 号ニ中「、人事院規則 9—1 7—1 1 9（人事院規則 9—1 7（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第 2 条及び第 3 条に規定する俸給の特別調整額のみが支給される職員にあってはその名称を「25/100」の欄に、その月額を「125/100」の欄に」を削り、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 「経過措置の額」の欄には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 1 0 5 号）附則第 7 条の規定による俸給の額を記入する。

別表第 1 を次のように改める。





以 上

給実甲第576号 新旧対照表 (給実甲第1182号関係)

改正後	改正前
<p>第4 職員別給与簿</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 給与事務担当者は、人事事務担当者からの通知等に基づき、職員別給与簿の上段の各欄に記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる欄については、当該各号に定めるところにより記入するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「発令事項等」の欄 次に定めるところによる。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 「経過措置の額」の欄には、<u>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)附則第7条の規定による俸給の額を記入する。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>ホ 「超過勤務手当等」の欄には、夜勤手当及び超過勤務手当の勤務1時間当たりの額(特定職員(給与法附則第8項に規定する特定職員をいう。次項において同じ。)にあっては、給与法附則第10項の規定による額)を記入し、俸給の特別調整額が支給される職員にあってはその名称を「25/100」の欄に、その区分を「100/100」の欄に、その月額を「125/100」の欄に、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当が支給される職員にあってはその名称を「25/100」の欄に、その月額を「100/100」の欄に記入する。</p> <p>三 (略)</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>第4 職員別給与簿</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 給与事務担当者は、人事事務担当者からの通知等に基づき、職員別給与簿の上段の各欄に記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる欄については、当該各号に定めるところにより記入するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「発令事項等」の欄 次に定めるところによる。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 「超過勤務手当等」の欄には、夜勤手当及び超過勤務手当の勤務1時間当たりの額(特定職員(給与法附則第8項に規定する特定職員をいう。次項において同じ。)にあっては、給与法附則第10項の規定による額)を記入し、俸給の特別調整額が支給される職員にあってはその名称を「25/100」の欄に、その区分を「100/100」の欄に、その月額を「125/100」の欄に、<u>人事院規則9-17-119(人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則)附則第2条及び第3条に規定する俸給の特別調整額のみが支給される職員にあってはその名称を「25/100」の欄に、その月額を「125/100」の欄に、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当が支給される職員にあってはその名称を「25/100」の欄に、その月額を「100/100」の欄に記入する。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>5～9 (略)</p>





The image shows a large grid structure, likely a table or graph, with faint lines and some illegible text within the cells. The grid is composed of many small squares, and the text is very light and difficult to read. There are some faint vertical lines that divide the grid into columns, and some faint horizontal lines that divide it into rows. The overall appearance is that of a technical drawing or a data table from an old document.

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に  
関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―四―二五

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百五項の次に次の一項を加える。

106 次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三四

規則九―一三六

（平成二十七年一月三十日施行）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

2 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一三四(平成二十六年四月一日における号俸の調整)の項を削る。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一三四(平成二十六年四月一日における

号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。



給実甲第 1 1 7 9 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 9 2 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 9 2 号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 1 月 3 0 日以降は、これによってください。

記

第一の第 9 項第 4 号中「場合に」の次に「人事院規則 1—4—2 5（人事院規則 1—4（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）による廃止前の」を加える。

以 上

給実甲第192号 新旧対照表 (給実甲第1179号関係)

改 正 後	現 行
<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 復職時調整ができる日において、平成26年3月31日を復職等の日とみなした場合に人事院規則1-4-25 (人事院規則1-4 (現行の法律、命令及び規則の廃止) の一部を改正する人事院規則) による廃止前の人事院規則9-134 (平成26年4月1日における号俸の調整) 第1条第3項に規定する平成19年昇給等抑制職員 (以下単に「平成19年昇給等抑制職員」という。)、同条第4項に規定する平成20年昇給等抑制職員 (以下単に「平成20年昇給等抑制職員」という。)) 又は同条第5項に規定する平成21年昇給等抑制職員 (以下単に「平成21年昇給等抑制職員」という。)) のいずれかに該当する職員 (平成26年4月1日 (以下「調整日」という。)) において45歳未満の職員 (調整日において給与改定特例法附則第8条第1項に規定する除外職員 (以下単に「除外職員」という。)) であるもののうち、調整日において40歳以上の職員、調整日において38歳以上40歳未満の職員であって平成25年4月1日において除外職員であったもの、調整日において32歳以上38歳未満の職員であって平成24年4月1日及び平成25年4月1日のいずれにおいても除外職員であったもの並びに調整日において32歳未満の職員であって平成24年4月1日において除外職員であったものを除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員に限る。) であって、当該復職時調整に係る休職等の期間の一部又は全部が平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間</p>	<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 復職時調整ができる日において、平成26年3月31日を復職等の日とみなした場合に人事院規則9-134 (平成26年4月1日における号俸の調整) 第1条第3項に規定する平成19年昇給等抑制職員 (以下単に「平成19年昇給等抑制職員」という。))、同条第4項に規定する平成20年昇給等抑制職員 (以下単に「平成20年昇給等抑制職員」という。)) 又は同条第5項に規定する平成21年昇給等抑制職員 (以下単に「平成21年昇給等抑制職員」という。)) のいずれかに該当する職員 (平成26年4月1日 (以下「調整日」という。)) において45歳未満の職員 (調整日において給与改定特例法附則第8条第1項に規定する除外職員 (以下単に「除外職員」という。)) であるもののうち、調整日において40歳以上の職員、調整日において38歳以上40歳未満の職員であって平成25年4月1日において除外職員であったもの、調整日において32歳以上38歳未満の職員であって平成24年4月1日及び平成25年4月1日のいずれにおいても除外職員であったもの並びに調整日において32歳未満の職員であって平成24年4月1日において除外職員であったものを除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員に限る。) であって、当該復職時調整に係る休職等の期間の一部又は全部が平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間にあるものに係る調整日以降の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の区</p>

にあるものに係る調整日以降の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同号中「調整数の合計数」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1)~(3) (略)

表 (略)

分に応じ、同号中「調整数の合計数」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1)~(3) (略)

表 (略)